



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づく特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則(第46号) ..... 2489

◇川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則(第47号) ..... 2489

◇川崎市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(第48号) ..... 2490

◇川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第49号) ..... 2492

◇川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則(第50号) ..... 2492

◇川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(第51号) ..... 2492

告 示

◇地縁団体の告示事項の変更(第282号) ..... 2494

◇議決された予算の公表(第283号) ..... 2494

◇自転車等の撤去と保管(第284号) ..... 2495

◇国民健康保険料の収納事務の委託(第285号) ..... 2496

◇粗大ごみの処理の手数料の収納事務の委託(第286号) ..... 2496

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第287号) ..... 2496

◇令和2年第4回川崎市議会定例会の招集(第288号) ..... 2498

◇地縁団体の告示事項の変更(第289号) ..... 2498

◇自転車等の撤去と保管(第290号) ..... 2498

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第291号) ..... 2498

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第292号) ..... 2498

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第293号) ..... 2499

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第294号) ..... 2499

◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出(第295号) ..... 2499

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第296号) ..... 2499

◇川崎市営霊園の使用料及び手数料の収納事務の委託(第297号) ..... 2499

◇道路区域の変更(第298号) ..... 2500

◇道路の供用開始(第299号) ..... 2500

◇道路区域の変更(第300号) ..... 2500

◇道路の供用開始(第301号) ..... 2500

◇道路区域の変更(第302号) ..... 2500

◇道路の供用開始(第303号) ..... 2501

◇道路区域の変更(第304号) ..... 2501

◇道路の供用開始(第305号) ..... 2501

◇後期高齢者医療保険料の収納事務の委託(第306号) ..... 2501

公 告

◇一般競争入札の執行(第401号) ..... 2501

◇公募型プロポーザルの実施(第402号) ..... 2502

◇道路位置の廃止(第403号) ..... 2503

◇農用地利用集積計画の制定(第404号) ..... 2503

◇退職手当の支給制限に関する処分の公示送達(第405号) ..... 2505

◇一般競争入札の執行(第406号) ..... 2505

◇道路位置の指定(第407号) ..... 2508

◇道路位置の指定(第408号) ..... 2508

◇一般競争入札の執行(第409号) ..... 2508

◇開発行為に関する工事の完了(第410号) ..... 2509

◇道路位置の指定(第411号) ..... 2509

◇一般競争入札の執行(第412号) ..... 2510

◇一般競争入札の執行(第413号) ..... 2511

◇一般競争入札の執行(第414号) ..... 2513

◇一般競争入札の執行(第415号) ..... 2515

◇一般競争入札の執行 (第416号).....	2516	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事	
◇一般競争入札の執行 (第417号).....	2518	事業者の指定事項の変更 (第26号) .....	2559
◇一般競争入札の執行 (第418号).....	2520	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事	
◇一般競争入札の執行 (第419号).....	2521	事業者の休止 (第27号) .....	2559
◇一般競争入札の執行 (第420号).....	2523	<b>上下水道局公告</b>	
◇一般競争入札の執行 (第421号).....	2524	◇一般競争入札の執行 (第34号) .....	2560
◇公募型プロポーザルの実施 (第422		◇一般競争入札の執行 (第35号) .....	2561
号) .....	2526	◇一般競争入札の執行 (第36号) .....	2563
◇一般競争入札の執行 (第423号).....	2527	◇一般競争入札の執行 (第37号) .....	2563
◇開発行為に関する工事の完了 (第424		<b>病院局規程</b>	
号) .....	2528	◇川崎市立病院の管理等に関する規程	
◇一般競争入札の執行 (第425号).....	2529	の一部を改正する規程 (第9号) .....	2564
◇一般競争入札の執行 (第426号).....	2532	<b>病院局公告</b>	
◇都市計画公聴会の開催 (第427号).....	2534	◇一般競争入札の執行 (第20号) .....	2564
◇道路位置の指定 (第428号).....	2535	川崎市市民オンブズマン告示	
◇一般競争入札の執行 (第429号).....	2535	◇川崎市市民オンブズマンの運営状況	
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更		の公表 (第1号) .....	2566
の届出 (第430号).....	2536	<b>川崎市人権オンブズパーソン告示</b>	
<b>公告 (調達)</b>		◇川崎市人権オンブズパーソンの運営	
◇落札者等の公示 (第299号).....	2536	状況の公表 (第1号) .....	2566
◇落札者等の公示 (第300号).....	2537	<b>教育委員会告示</b>	
◇落札者等の公示 (第301号).....	2537	◇教育委員会臨時会の招集 (第10号) .....	2566
◇落札者等の公示 (第302号).....	2537	<b>監査公表</b>	
◇落札者等の公示 (第303号).....	2538	◇川崎市職員措置請求に係る監査の結	
◇落札者等の公示 (第304号).....	2538	果について (第8号) .....	2567
◇一般競争入札の公告 (第305号).....	2538	◇定期監査の結果の報告に基づく措置	
◇一般競争入札の執行 (第306号).....	2540	について (第9号) .....	2580
◇一般競争入札の執行 (第307号).....	2541	<b>区公告</b>	
◇一般競争入札の執行 (第308号).....	2543	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇落札者等の公示 (第309号).....	2544	送達 (川崎区第54号) .....	2583
◇落札者等の公示 (第310号).....	2545	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇一般競争入札の執行 (第311号).....	2545	(川崎区第55号) .....	2583
◇一般競争入札の執行 (第312号).....	2546	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇一般競争入札の執行 (第313号).....	2548	送達 (川崎区第56号) .....	2583
◇一般競争入札の執行 (第314号).....	2550	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇一般競争入札の執行 (第315号).....	2551	送達 (中原区第25号) .....	2583
◇一般競争入札の公告 (第316号).....	2553	◇国民健康保険料の滞納処分に係る書	
◇落札者等の公示 (第317号).....	2555	類の公示送達 (中原区第26号) .....	2583
◇落札者等の公示 (第318号).....	2555	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇一般競争入札の公告 (第319号).....	2555	(中原区第27号) .....	2584
<b>税公告</b>		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇納税通知書の公示送達 (第85号) .....	2557	送達 (高津区第25号) .....	2584
◇督促状の公示送達 (第86号) .....	2558	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
<b>上下水道局告示</b>		(高津区第26号) .....	2584
◇川崎市排水設備指定工事店の指定		◇住民票の職権消除 (高津区第27号) .....	2584
(第24号) .....	2558	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		送達 (宮前区第28号) .....	2585
事業者の指定 (第25号) .....	2559	◇住民票の職権消除 (宮前区第29号) .....	2585

◇印鑑登録の抹消(宮前区第30号) .....	2585
◇住民票の職権消除(宮前区第31号) .....	2585
◇印鑑登録の抹消(宮前区第32号) .....	2585
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(多摩区第37号) .....	2586
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第38号) .....	2586
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(多摩区第39号) .....	2586
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(麻生区第30号) .....	2586
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (麻生区第31号) .....	2587
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(麻生区第32号) .....	2587

**規 則**

川崎市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づく特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第46号**

川崎市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づく特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

川崎市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づく特定事業主等を定める規則(平成28年川崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第47号**

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市保健所長委任規則(昭和29年川崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中(25)を(26)とし、(2)から(24)ま

で(3)から(25)までとし、同号(1)中「食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この号において「法」という。)」を「法」に改め、同号(1)を同号(2)とし、同号に(1)として次のように加える。

(1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この号において「法」という。)第8条第1項の規定による指定成分等含有食品の健康被害情報の届出を受理すること。

第1条第1号の3の次に次の1号を加える。

1の4 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係

(1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下この号において「法」という。)第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること。

(2) 法第17条第2項の規定による適合施設の認定に関すること。

(3) 法第17条第4項の規定による適合施設の確認に関すること。

(4) 法第17条第5項の規定により改善すべきことを求め、及び適合施設の認定を取り消すこと。

(5) 法第38条第2項の規定により必要な報告又は関係物件の提出を求め、並びに当該職員に、事業所等に立ち入り、事業所等の状況又は関係物件を調査させ、及び関係者に質問させること。

(6) 法第38条第5項の規定により輸出証明書の発行及び適合施設の認定を取り消すこと。

第1条第21号(14)中「第22条の6第2項」を「第21条の5第2項」に、「犬猫等販売業者の所有する犬猫等」を「動物販売業者等の所有し、又は占有する動物」に改め、同号(15)中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同号(18)中「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同号中(37)を(42)とし、(30)から(36)までを(35)から(41)までとし、同号(29)中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同号(29)を同号(33)とし、同号(33)の次に次のように加える。

(34) 法第25条第5項の規定により、動物の飼養又は保管をしている者に対し、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に動物の飼養又は保管をしている者の動物の飼養又は保管に係るのある場所に立ち入り、飼養施設等を検査させること。

第1条第21号(28)中「第25条第2項」を「第25条第3項」に、「同条第1項」を「同条第2項」に改め、同号(28)を同号(32)とし、同号(27)中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同号(27)を同号(31)とし、同号(26)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号(26)を同号(29)とし、同号(29)の次に次のように加える。

(30) 法第25条第1項の規定により、周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすること。

第1条第21号(25)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同号(25)を同号(28)とし、同号(24)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号(24)を同号(27)とし、同号(23)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号(23)を同号(26)とし、同号(22)を同号(25)とし、同号(21)を同号(24)とし、同号(20)中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号(20)を同号(23)とし、同号(19)の次に次のように加える。

(20) 法第24条の2第1項の規定により、法第13条第1項若しくは第16条第2項の規定により登録がその効力を失い、又は法第19条第1項の規定により登録を取り消された者に対し、必要な勧告をすること。

(21) 法第24条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告に係る措置をとらなかった者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(22) 法第24条の2第3項の規定により、法第13条第1項若しくは第16条第2項の規定により登録がその効力を失い、又は法第19条第1項の規定により登録を取り消された者に対し、必要な事項に関し報告を求め、及び職員に当該者の飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。

第1条第25号(6)中「第27条第1項」を「第61条第1項」に、「第29条第2項」を「第63条第2項」に、「第32条第3項」を「第66条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

川崎市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第48号

川崎市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

川崎市食品衛生法施行細則(昭和47年川崎市規則第42号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第1章 通則(第1条・第2条)」を

「第1章 通則(第1条)

第1章の2 指定成分等含有食品の健康被害情報の届出(第2条)」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第1章の2 指定成分等含有食品の健康被害情報の届出

第2条を次のように改める。

第2条 法第8条第1項の規定による届出をしようとする者は、収集した指定成分等含有食品による健康被害に関する情報を記載した書類を添えて、指定成分等含有食品健康被害情報届出書(第1号様式)を保健所長に提出しなければならない。

第3条第1項中「(第1号様式)」を「(第1号様式の2)」に改める。

第26条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

別表第1添加物の項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。

別表第2第7号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。

様式目次中

「	1	製品検査申請書	第3条第1項	」
---	---	---------	--------	---

を

「	1	指定成分等含有食品健康被害情報届出書	第2条	」
	1の2	製品検査申請書	第3条第1項	」

に改める。

第1号様式を第1号様式の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第1号様式

押 印 欄

<p>指定成分等含有食品健康被害情報届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市保健所長</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 電 話</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあっては主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>食品衛生法第8条第1項の規定により次のとおり届け出ます。</p>		
営業所の所在地	川崎市 区 電話	
営業所の名称		
健康被害情報を得た日	年 月 日	
製 品 名		
指定成分等の種類		
指定成分等の含有量		
健康被害を受けた者	性 別	年 齢
	指定成分等含有食品の 撰 取 状 況	
	健康被害に係る症状	
	受診している医療機関 の名称及び所在地	
	受診している医療機関 における診断結果	
	摂取時に使用していた 医 薬 品 等 の 名 称	
※ 処 理 年 月 日	※ 受 付 印	

注 1 「健康被害を受けた者」欄は、指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じさせるおそれがある旨の情報である場合又は健康被害を受けた者の情報を得ることが困難な場合は、記入不要です。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

附則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第49号

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号及び第6条第2号中「第3条第1項第5号イからハまで」を「第9条第1号イからニまで」に改める。

第9条中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

第8号様式（裏）中「法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）及び第33条第1項並びに前条第1項の規定による立入検査その他の」を削る。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第50号

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則

川崎市民生委員の定数を定める規則（平成27年川崎市規則第33号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,813人」を「1,828人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第51号

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市屋外広告物条例施行規則（昭和47年川崎市規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項中「（同地区のうち、A及びBの区分に係る区域に限る。）」を削り、同項第14号中「0.6メートル以下」の次に「、奥行き0.6メートル以下」を加え、同号ただし書を削り、同号を同項第24号とし、同項中第13号を第23号とし、同項第12号ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 入居者の募集のために表示し、又は設置する場合

イ 表示期間が6月以内である場合

別表第3第1項中第12号を第22号とし、同項第11号ただし書を次のように改める。

ただし、縦の長さ3メートル以下である場合は、この限りでない。

別表第3第1項中第11号を第21号とし、同項第10号中「とし、その数は1箇所」を削り、同号を同項第20号とし、同項中第9号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) B及びCの区分に係る区域においては、各階の建築物の壁面を利用する場合の1壁面における窓、扉等のガラス部分を利用する広告物であって、同一壁面を利用する全ての窓、扉等のガラス部分を利用する広告物の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物の表示面積に算入しない。）の合計は、当該壁面の各階ごとに、窓、扉等のガラス部分の面積の合計の10分の1から、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものの面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物の面積に算入しない。）の合計を減じて得た値以下とすること。ただし、次のいずれかに該当する窓、扉等のガラス部分を利用する広告物は、この限りでない。

ア 表示期間が3月以内であるもの

イ 1壁面における建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物であって、同一壁面を利用する全ての窓、扉等のガラス部分を利用する広告物の面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物の表示面積に算入しない。）の合計が、当該壁面の面積の100分の3から、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものの面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物の面積に算入しない。）の合計を減じて得た値以下であるもの

別表第3第1項中第8号を第17号とし、第7号を第16号とし、第6号を第13号とし、同号の次に次の2号を加える。

(14) B及びCの区分に係る区域においては、建築物の壁面に設置された枠で囲まれた広告幕を設置しないこと。

(15) 袖看板は、地上階又はデッキ部分に接する階を超えて設置しないこと。

別表第3第1項中第5号を第12号とし、同項第4号中「建築物」を「Aの区分に係る区域においては、建築物」に改め、「壁面」の次に「(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。次号、第10号及び第11号において同じ。)」を加え、同号を同項第7号とし、同号の次に次の4号を加える。

(8) B及びCの区分に係る区域においては、地上から壁面看板の上端までの高さは、15メートル以下とすること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する壁面看板は、この限りではない。

ア 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離15メートル以内の部分を利用する場合の1壁面における壁面看板(自己の名称、店名又はこれらを含む商標を切り文字で表示したものに限る。以下このアにおいて同じ。)であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板の表示面積の2分の1の合計が、当該部分の面積の20分の3以下であるもの

イ 地上から15メートルを超え45メートル以下の建築物の壁面の部分を利用する場合の1壁面における壁面看板(自己の名称、店名又はこれらを含む商標を表示したものに限る。以下このイにおいて同じ。)であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板の表示面積(切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該壁面看板の表示面積に算入しない。)の合計が、当該部分の面積の20分の1以下であるもの

(9) B及びCの区分に係る区域においては、建築物の壁面を利用する場合の地上から広告幕の上端までの高さは、15メートル以下とすること。

(10) B及びCの区分に係る区域においては、地上から15メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積(切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建築物の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆われているものに限る。))を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。)の合計は、当該部分の面積の20分の1以下とすること。

(11) B及びCの区分に係る区域においては、壁面看板は、縦の長さ4メートル以下、横の長さ4メートル以下とすること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。

ア 表示期間が3月以内であるもの

イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字で表示するもの

ウ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離15メートル以内の部分において、縦の長さ5メートル以下の切り文字で表示するもの

別表第3第1項中第3号を第6号とし、第2号を削り、同項第1号中「(電柱その他の柱類を利用するもので、道路敷地内に表示し、又は設置するものを除く。)」を削り、同号を第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

(1) B及びCの区分に係る区域においては、門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、壁面看板(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。)、広告幕(建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。第14号を除き、以下この項において同じ。)、建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、置看板、立看板等、広告旗、建築物の壁面を利用した工作物等により下げて表示する旗又はこれに類するもの及び広告塔又は広告板の表示内容は、自家広告物であること。

(2) 点滅する装置を使用しないこと。

(3) B及びCの区分に係る区域においては、ネオン管灯設備(ネオン管灯が露出しているものに限る。)を使用しないこと。ただし、切り文字で表示する場合は、この限りでない。

(4) B及びCの区分に係る区域においては、門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、壁面看板、広告幕、建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、置看板、立看板等、広告旗、建築物の壁面を利用した工作物等により下げて表示する旗又はこれに類するもの及び広告塔又は広告板に使用する色の数は、3色(マンセル値による色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とすること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合については、色の数に含めない。

ア 広告物の文字で表示する部分に使用されている色彩が当該文字で表示する部分の面積の20分の3以下であり、かつ、広告物の文字で表示する部分を除いた部分に使用されている色彩が当該文字で表示する部分を除いた部分の面積の20分の3以下

である場合

イ 自己の名称又は店名に係る商標に使用する場合

ウ 写真その他これに類するものに使用する場合

別表第3第1項に次の2号を加える。

(25) B及びCの区分に係る区域においては、映像装置

又はこれに類するものを使用する広告物は、次によるものとする。

ア 広告物の規模を15平方メートル以内とすること。

イ 地上から広告物の上端までの高さを20メートル

以下とすること。ただし、音声と映像を連動させた

映像装置又はこれに類するものを使用する場合

にあつては、地上階又はデッキ部分に接する階を

超えて設置しないものとする。

ウ 1の建築物当たり1箇所とすること。

(26) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合又は

川崎駅西口大宮町景観計画特定地区外の建築物等に

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する場合

については、前各号の規定は、適用しない。

ア 道標若しくは案内図板の誘導案内を目的として

表示し、又は設置する場合

イ 容易に取り外すことができる状態で設置する場合

であつて、表示面積が1平方メートル以内のとき

ウ 道路及び川崎駅前広場占用条例第3条に規定する

川崎駅前西口広場から展望できない部分に表示

し、又は設置する場合

エ その他市長が認める場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則別表第3第1項の規定は、この規則の

施行の日以後の申請（川崎市屋外広告物条例（昭和46

年川崎市条例第77号）第3条第1号及び第3号に掲げ

る行為に係るものに限る。）に係る広告物又は掲出物

件について適用し、同日前の申請に係る広告物又は掲

出物件及び同日以後の申請（同条第2号に掲げる行為

に係るものに限る。）に係る広告物又は掲出物件につ

いては、なお従前の例による。

## 告 示

### 川崎市告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、令和元年川崎市告示第18号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

王禅寺団地自治会

(2) 事務所の所在地

川崎市麻生区王禅寺東3丁目51番12号

(3) 代表者の氏名

白井 昭

(4) 代表者の住所

川崎市麻生区王禅寺東3丁目40番11号

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「篠尾 清和」を「白井 昭」に改める。

「川崎市麻生区王禅寺東3丁目46番12号」を「川

崎市麻生区王禅寺東3丁目40番11号」に改める。

### 川崎市告示第283号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和2年5月13日招集の令和2年第3回川崎市議会臨時会において、令和2年5月15日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和2年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

令和2年度川崎市一般会計補正予算

令和2年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

178,129,035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ971,038,352千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1

表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負

担行為補正」による。

令和2年5月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

## 第1表歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 141,760,592	千円 161,088,717	千円 302,849,309
	1 国庫負担金	116,188,270	128,567	116,316,837
	2 国庫補助金	25,082,814	160,960,150	186,042,964
18 県支出金		35,243,431	632,899	35,876,330
	2 県補助金	6,412,391	632,899	7,045,290
23 諸 収 入		34,179,721	16,407,419	50,587,140
	3 貸付金元利収入	19,935,107	15,000,000	34,935,107
	6 雑 入	9,277,051	1,407,419	10,684,470
歳 入 合 計		792,909,317	178,129,035	971,038,352

## 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 市民文化賞		千円 9,729,094	千円 39,028	千円 9,768,122
	1 市民文化賞	9,729,094	39,028	9,768,122
4 こども未来費		126,782,499	1,795,793	128,578,292
	1 こども青少年費	47,556,258	1,795,793	49,352,051
5 健康福祉費		154,130,048	155,750,339	309,880,387
	1 健康福祉費	9,127,278	154,947,914	164,075,192
	2 社会福祉費	730,210	171,423	901,633
	7 公衆衛生費	10,674,693	631,002	11,305,695
7 経済労働費		22,907,573	20,543,875	43,451,448
	2 商工業費	820,255	3,000,000	3,820,255
	3 中小企業支援費	20,415,741	17,543,875	37,959,616
歳 出 合 計		792,909,317	178,129,035	971,038,352

## 第2表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限度額
新型コロナウイルス感染症 対応資金利子補給金	令和3年度から 令和5年度まで	千円 4,241,956

## 川崎市告示第284号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和2年5月19日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場

## 所の名称及び位置

別紙のとおり

## 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

## 3 引取りの方法

## (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

## (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

## (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの
  - 自転車等の鍵
  - 印鑑
  - 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第285号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定に基づき、川崎市国民健康保険料の収納事務を下記の私人に委託したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項の規定により告示します。

令和2年5月21日

川崎市長 福田紀彦  
記

1 受託者の住所及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
代表者 代表取締役社長 本間 洋

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

川崎市告示第286号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）第42条第1項に規定する粗大ごみの処理の手数料の収納に関する事務を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項により、次の者に委託したので同条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年5月21日

川崎市長 福田紀彦

1 受託者

名 称	主たる事務所の所在地
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
豆の蔵商事株式会社	神奈川県川崎市麻生区岡上488番地1
株式会社ローソンストア100	東京都品川区大崎一丁目11番2号

2 委託期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

川崎市告示第287号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年5月22日

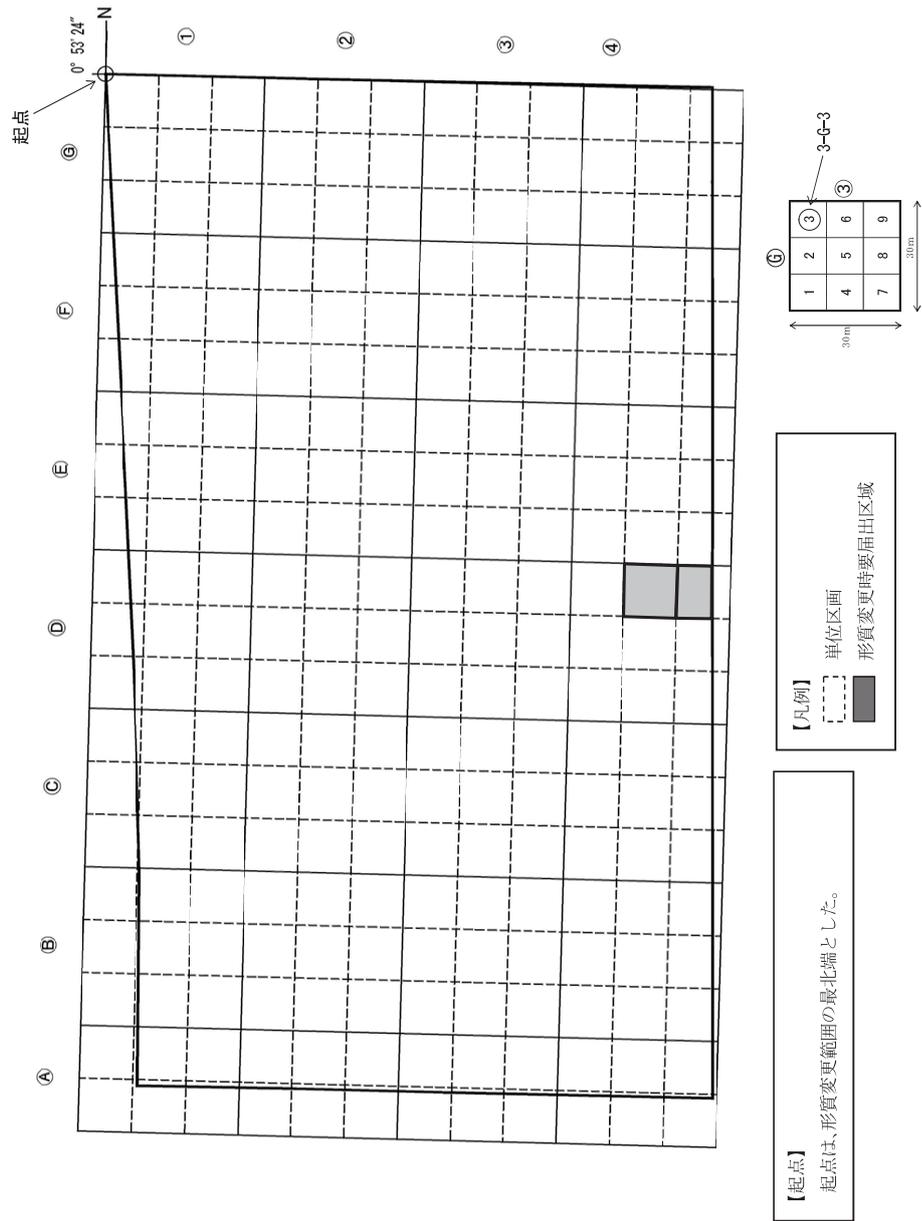
川崎市長 福田紀彦

1 指定する区域

中原区小杉町一丁目396番の一部  
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

クロロエチレン



別図 指定する区域

**川崎市告示第288号**

令和2年第4回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 日 時 令和2年6月1日(月曜日) 午前10時
- 2 場 所 川崎市役所内市議会議場

**川崎市告示第289号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成24年川崎市告示第401号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 届け出た地縁による団体
  - (1) 名称  
犬蔵自治会
  - (2) 事務所の所在地  
川崎市宮前区犬蔵1丁目2番3号
  - (3) 代表者の氏名  
持田 俊夫
  - (4) 代表者の住所  
川崎市宮前区犬蔵1丁目2番3号
- 2 変更事項及びその内容
  - (1) 代表者の氏名及び住所  
「島田 茂」を「持田 俊夫」に改める。  
「川崎市宮前区犬蔵2丁目13番14号 ナイスステージたまプラーザB-503」を「川崎市宮前区犬蔵1丁目2番3号」に改める。
  - (2) 事務所の所在地  
「川崎市宮前区犬蔵2丁目13番14号 ナイスステージたまプラーザB-503」を「川崎市宮前区犬蔵1丁目2番3号」に改める。

**川崎市告示第290号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和2年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
- (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用  
自転車 2,500円  
原動機付自転車 5,000円  
自動二輪車 10,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。  
(別紙省略)

**川崎市告示第291号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和2年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第292号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和2年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第295号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出及び同条第3項の規定による保有個人情報業務の届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和2年5月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（新規）

ア 市長 2件

(2) 個人情報ファイル（変更）

ア 市長 12件

イ 上下水道事業管理者 2件

(3) 個人情報ファイル（廃止）

ア 市長 1件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第296号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和2年5月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長 51件

イ 上下水道事業管理者 12件

ウ 教育委員会 3件

(2) 外部提供

ア 市長 55件

イ 上下水道事業管理者 17件

ウ 病院事業管理者 4件

エ 消防長 5件

オ 教育委員会 1件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第297号

川崎市営霊園の使用料及び手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市営霊園の使用料及び手数料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

名称 川崎市営霊園パートナーズ

代表者 西武造園株式会社

取締役社長 大嶋 聡

構成員 横浜緑地株式会社

代表取締役 樋熊 浩明

2 委託する業務の種類

(1) 墓地使用料・管理料及び土地一時使用料、及び手数料の収納事務

ア 緑ヶ丘霊園

イ 早野聖地公園

(2) 霊堂使用料及び手数料の収納事務 緑ヶ丘霊堂

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

川崎市告示第298号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月27日から令和2年6月10日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	栗谷第14号線	川崎市多摩区栗谷4丁目5759番5先	4.00	27.14	
		川崎市多摩区栗谷4丁目5759番5先			
新	栗谷第14号線	川崎市多摩区栗谷4丁目5767番1先	6.05	27.14	
		川崎市多摩区栗谷4丁目5767番1先			

川崎市告示第299号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年5月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月27日から令和2年6月10日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
栗谷第14号線	川崎市多摩区栗谷4丁目5767番1先	
	川崎市多摩区栗谷4丁目5767番1先	

川崎市告示第300号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月27日から令和2年6月10日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅生第124号線	川崎市宮前区菅生5丁目1281番4先	2.42	21.00	
		川崎市宮前区菅生5丁目1281番4先			
新	菅生第124号線	川崎市宮前区菅生5丁目1281番1先	3.29～3.34	21.00	
		川崎市宮前区菅生5丁目1281番1先			

川崎市告示第301号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年5月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月27日から令和2年6月10日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅生第124号線	川崎市宮前区菅生5丁目1281番1先	
	川崎市宮前区菅生5丁目1281番1先	

川崎市告示第302号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月28日から令和2年6月11日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	上丸子山王町第6号線	川崎市中原区上丸子山王町1丁目1424番8先	2.73	21.67	
		川崎市中原区上丸子山王町1丁目1424番8先			

新	上丸子山王町第6号線	川崎市中原区上丸子山王町1丁目1424番7先	3.34	21.67	隅きり部を含む
		川崎市中原区上丸子山王町1丁目1424番7先	3.37		

**川崎市告示第303号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年5月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月28日から令和2年6月11日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
上丸子山王町第6号線	川崎市中原区上丸子山王町1丁目1424番7先	隅きり部を含む
	川崎市中原区上丸子山王町1丁目1424番7先	

**川崎市告示第304号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月28日から令和2年6月11日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	井田第98号線	川崎市中原区井田1丁目247番1先	1.82	52.63	
		川崎市中原区井田1丁目245番3先			
新	井田第98号線	川崎市中原区井田1丁目247番21先	4.00	52.63	隅きり部を含む
		川崎市中原区井田1丁目245番1先			

**川崎市告示第305号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年5月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年5月28日から令和2年6月11日まで一般の縦覧に供します。

令和2年5月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
井田第98号線	川崎市中原区井田1丁目247番21先	隅きり部を含む
	川崎市中原区井田1丁目245番1先	

**川崎市告示第306号**

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日号外法律第80号）第114条の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の収納事務を下記の私人に委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年10月19日号外政令第318号）第33条第1項の規定により告示します。

令和2年5月28日

川崎市長 福田紀彦

- 1 受託者の住所及び名称  
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
代表者 代表取締役社長 本間 洋
- 2 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**公 告**

**川崎市公告第401号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月18日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	SM4水路改良工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅稲田堤3丁目7番地先
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年6月1日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 川崎市公告第402号

川崎じもと応援券発行運営業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和2年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 公募型企画提案に関する事項

- (1) 件 名 川崎じもと応援券発行運営業務委託
- (2) 業務事項

川崎じもと応援券の発行に係る応援券の印刷、応援券販売窓口の設置、応援券取扱加盟店舗の募集、応援券の換金・精算業務等。

- (3) 委託期間 契約締結日～令和3年3月31日

## 2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 平成31・32年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録されている者。※参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る

所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合、業者決定後に同名簿への登録を行うことを条件として、登録申請している者と同等に扱います。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- (5) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。

- (7) 国税及び地方税を滞納していない者。
- 3 提案者を特定するための評価基準
- (1) 企画提案内容の実現性・妥当性
  - (2) 業務遂行能力の妥当性
  - (3) 事業実績の有無
  - (4) 見積額の妥当性
- 4 担当部局  
川崎市経済労働局産業振興部  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル10階  
電話番号(直通) 044-200-2331  
FAX番号 044-200-3920  
E-mail 28kjimoto@city.kawasaki.jp
- 5 公募要領の交付の期間、場所
- (1) 配布期間 令和2年5月18日(月)～5月22日(金)
  - (2) 配布場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法
- (1) 受付期限 令和2年5月22日(金)10時
  - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
  - (3) 提出方法 持参・郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)又は電子メール
- 7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法
- (1) 受付期限 令和2年5月26日(火)17時
  - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
  - (3) 提出書類
    - ア 企画提案書(任意様式)
      - ・A4横版(A3版の折り込み可)とし、表紙を除き10頁以内で作成してください。
      - ・概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。
    - イ 見積書
      - ・様式は任意とします。ただし、積算の内訳は可能な限り細分化してください。
      - ・金額は事務委託分に係る経費のみで計算してください(プレミアム分を合算しないこと)。
  - (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否  
要する。
- 10 関連情報を入手するための照会窓口  
4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
- (1) 業務規模概算額  
プレミアム分 2,610,000,000円  
業務委託分 360,000,000円

合計 2,970,000,000円

※見積書の提出の際は、業務委託分に係る経費のみ計算してください。

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。

(3) その他

ア 選考結果の発表は6月上旬を予定しています。

イ 詳細につきましては、実施要領を御参照ください。

川崎市公告第403号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年5月18日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1		
	川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業 施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田 紀彦		
道路位置の 地名・地番	多摩区登戸2035-6、2037-3、2076-4、 2079-4、2094-3、2094-4、2095- 5の各一部、2079-3 (別図省略)		
幅員	6.00メートル	延長	50.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第602号		廃止 年月日	令和2年 5月18日

川崎市公告第404号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和2年5月18日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地	所在	川崎市麻生区岡上字 梨子ノ木1278
	現況 地目	畑
利用権を設定する者	氏名 又は名称	梶 享 梶 洋介
	住所	川崎市麻生区岡上2-3-3
設定する利用権	利用権 の種類	賃借権
	利用権 の内容	普通畑
	始期	令和2年 6月1日
	終期	令和4年 4月30日
	借賃 (年額)	円 50,000
	借賃の支払 方法	毎年11月末日 までに貸手の 口座へ入金す る。
利用権の設定を受ける者	氏名 又は名称	田邊 美裕
	住所	川崎市宮前区 馬絹6-19-15
利用権の設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係		賃貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第405号

川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）第13条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行いました。当該処分を受けるべき次の者の所在を知ることができないため、同条第3項の規定により公告します。

令和2年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

被処分者氏名	処分の内容	処分効力発生日
宮本 尚英	一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分	令和2年6月2日

川崎市公告第406号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月20日

川崎市長 福田 紀彦

## (案件1)

競争入札に付する事項	件名	北部地域療育センター高天井照明設備等改修工事
	履行場所	川崎市麻生区片平5丁目26番1号
	履行期限	契約の日から令和2年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年6月15日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	中央卸売市場北部市場共用部照明設備改修その他工事
	履行場所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履行期限	契約の日から令和3年3月25日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	川崎港コンテナターミナル照明設備設置その2工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島92番地
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月26日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年6月26日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第407号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年5月21日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	東京都千代田区丸の内2-4-1 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡 良介		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区井田1丁目984番1 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	7.20メートル
	4.01メートル		18.21メートル
	4.01～ 4.50メートル		0.50メートル
	4.50メートル		15.46メートル
川崎市指令ま建指 第203号	指定 年月日	令和2年 5月21日	

川崎市公告第408号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年5月21日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市西区南軽井沢5番地1 株式会社あさひハウジングセンター 代表取締役 香山 裕司		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区初山二丁目879番2の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	4.39メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第202号		指定 年月日	令和2年 5月21日

川崎市公告第409号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月22日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	高津区内平瀬川浸水対策（ポンプ施設）詳細設計委託
	履行場所	川崎市高津区久地2丁目地内
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「河川、砂防及び海岸・海洋部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年6月18日 14時30分（財政局資産管理部契約課（委託契約係））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 若葉台駅・はるひ野駅道路維持(機械清掃)委託
	履 行 場 所 川崎市麻生区黒川600番地他1箇所
	履 行 期 限 令和3年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和2年6月18日 14時30分(財政局資産管理部契約課(委託契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</li> <li>・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。</li> </ul> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御確認ください。</p>

**川崎市公告第410号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年5月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市麻生区古沢字都古255番7  
ほか130筆の一部  
64,830平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福島県須賀川市南上町123番の1  
医療法人社団 三成会  
理事長 渡邊 一夫
- 3 予定建築物の用途  
病院  
計画戸数: 1戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成30年3月15日  
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第163号

平成30年7月24日

川崎市指令 ま宅審(イ)第62号(変更)

平成30年9月25日

川崎市指令 ま宅審(イ)第92号(変更)

令和1年7月18日

川崎市指令 ま宅審(イ)第39号(変更)

**川崎市公告第411号**

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年5月22日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主	川崎市中原区井田二丁目10番21号		
住所・氏名	松本 のじ子		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区井田二丁目1207番1の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	24.41メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第204号		指 定 年月日	令和2年5月 22日

### 川崎市公告第412号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 業務件名

多摩市民館舞台照明その他設備長寿命化整備業務委託

##### (2) 履行場所

多摩市民館（川崎市多摩区登戸1775番地1）

##### (3) 履行期間

契約日から令和3年3月31日まで

##### (4) 業務概要

多摩市民館に設置されている調光操作卓、パワーアンプ、ワイヤレスマイク等の交換、及び、試運転調整等を行う。

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

#### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや工事実績一覧表等）を提出してください。

##### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒214-8570

川崎市多摩区登戸1775番地1

多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課

電 話 044-935-3333（直通）

F A X 044-935-3398

E-mail 88tamasi@city.kawasaki.jp

##### (2) 配布・提出期間

令和2年5月25日（月）から令和2年5月29日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く）

##### (3) 提出方法

持参

#### 4 入札説明会及び入札説明書

##### (1) 入札説明会

実施しません。

##### (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

##### (1) 日時

令和2年6月3日（水） 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

##### (2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

#### 6 仕様に関する問合せ

##### (1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

##### (2) 質問受付期間

令和2年6月3日（水）から令和2年6月10日（水）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、

祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88tamasi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-935-3398

(5) 回答方法

令和2年6月15日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年6月22日(月)午後3時

イ 入札場所

多摩市民館第1会議室

(川崎市多摩区登戸1775番地1)

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第413号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎市立学校給食室増築等基礎調査業務委託

(2) 履行場所 教育環境整備推進室(川崎区宮本町6番地)他

(3) 履行期間 令和3年3月31日まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建築設計」、種目「意匠設計」に登録されていること。
- (4) 以下のいずれかの条件を満たすこと。

ア 本市または他官公庁において、平成27年度以降に小・中学校の給食室全体のレイアウト変更を伴う改修・増改築設計の契約実績があること。ただし、契約実績が改修のみの場合においては、併せて本市または他官公庁において、平成27年度以降に本業務で計画する建物と同規模以上の学校施設の増改築設計の契約実績があること。

イ 本市において平成22年度以降に校舎増改築の基本構想、基本計画、基礎調査等の契約実績があること。

- (5) 建築士法(昭和25年 法律第202号)による一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者が所属していること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

※ 書類に不備がある場合、無効となる場合がありますのでご注意ください。

※ 2に定める資格要件を証明する資料については、落札者の決定後に提出を求めます。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。

一般競争入札参加資格確認申請書等は、令和2年5月25日(月)～令和2年5月29日(金)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加資格確認申請書をダウンロードすることができます。

一般競争入札参加資格確認申請書等の提出を希望する場合は、3(3)の期間に3(4)の場所に書留郵便又は持参にて提出ください。

(3) 提出期間

令和2年5月25日(月)～令和2年5月29日(金)  
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

※ただし、書留郵便にて提出する場合は令和2年5月28日(木)必着とします。

(4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル5階

川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
施設整備担当

電話：044-200-3057(担当 染谷・富田)

※郵送にて提出する場合には、書留郵便以外は認めません。

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

- (1) 閲覧期間 3(3)と同じ

- (2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

- (1) 問合せ先

3(4)と同じ

- (2) 質問受付期間

令和2年5月25日(月)～令和2年6月3日(水)

- (3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

- (4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

- (5) 回答

ア 回答日

令和2年6月9日(火)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メー

ルアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

#### 7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

#### 8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める資格要件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年6月11日(木)午後2時

(3) 入札・開札の場所 第3庁舎11階会議室(川崎区東田町5番地4)

※社会情勢により会場を変更する場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(4) 入札書の提出方法 持参

※社会情勢により郵送を認める場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(5) 入札保証金 免除

#### 10 落札者の決定及び参加資格の審査等

##### (1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総額で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

##### (2) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

#### 11 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

#### 12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 川崎市公告第414号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名 戸手小学校ほか6校トイレ改修工事に伴う人的警備業務委託

(2) 履行場所 川崎市立戸手小学校(幸区戸手本町1丁目165番)ほか6校

(3) 履行期間 令和3年3月31日(水)まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。

(4) この業務について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。

#### 3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル5階 平岡担当  
電話：044-200-3319

(2) 配布・提出期間

令和2年5月25日(月)～令和2年5月29日(金)  
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(4) 提出方法

持参、もしくは郵送。

競争入札参加申込書等は、上記(1)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を6月1日(月)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和2年6月1日(月)～令和2年6月3日(水)

ウ 質問書の提出方法

持参、もしくは郵送

(2) 回答

ア 回答日

令和2年6月5日(金)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札金額・方法等

入札金額は、税抜の総額で行います。入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札書の提出場所

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル5階 平岡担当

(3) 入札書の受付期間

令和2年6月9日(火)から令和2年6月11日(木)午前10時まで  
午前9時から正午、午後1時から午後5時  
(6月11日は午前9時から10時まで)

(4) 入札書の提出方法

持参、もしくは郵送

(5) 入札保証金

免除

(6) 開札の日時・場所

令和2年6月11日(木)午前10時  
川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル5階

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査をおこなうことがあります。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(9) その他

開札結果は後日、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」にて公表します。

入札を辞退する場合は、「入札辞退届」を提出してください。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第415号

一般競争入札について、次のとおり公表します。  
令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 トイレ改修工事に伴う仕上塗材成分分析調査業務委託(宮前小学校ほか9校)
- (2) 履行場所 川崎市立宮前小学校(川崎区宮前町8-13)ほか9校
- (3) 履行期間 令和2年8月31日(月)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他調査測定」に登録されていること。
- (4) この業務について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) 公益社団法人日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業のAランク若しくはBランクの認定分析技術者、又はアスベスト偏光顕微鏡実技研修エキスパートコース修了者若しくはアスベスト偏光顕微鏡インストラクターが所属していること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札

参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル5階 平岡担当  
電話：044-200-3319

(2) 配布・提出期間

令和2年5月25日(月)～令和2年5月29日(金)  
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し
- ウ 上記2(5)に示した資格者証等の写し
- ※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(4) 提出方法

持参、もしくは郵送。  
競争入札参加申込書等は、上記(1)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を6月1日(月)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。  
なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。  
また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和2年6月1日(月)～令和2年6月3日(水)

ウ 質問書の提出方法

持参、もしくは郵送

(2) 回答

ア 回答日

令和2年6月5日(金)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札金額・方法等

入札金額は、税抜の総額で行います。入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札書の提出場所

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル5階 平岡担当

(3) 入札書の受付期間

令和2年6月9日(火)から令和2年6月11日(木) 午前10時まで  
午前9時から正午、午後1時から午後5時(6月11日は午前9時から10時まで)

(4) 入札書の提出方法

持参、もしくは郵送

(5) 入札保証金

免除

(6) 開札の日時・場所

令和2年6月11日(木) 午前10時  
川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル5階

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査をおこなうことがあります。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(9) その他

開札結果は後日、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」にて公表します。

入札を辞退する場合は、「入札辞退届」を提出してください。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第416号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

被災家屋等解体撤去・処分業務委託その5

(2) 履行場所

本市の指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年11月30日まで

(4) 業務概要

本業務は、令和元年房総半島台風(第15号)及び東日本台風(第19号)により、市内において損壊した被災建築物及び被災工作物等(以下「被災家屋等」という。)のうち、所有者等から申請があり、本市が生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援の観点から解体の必要があると認められた被災家屋等について、所有者等に代わり解体撤去・処分業務を行うものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 入札期日において、平成31年・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録され、業種「解体」種目「解体」で掲載されていること。
  - (4) 入札期日において、建設業法に基づく「解体工事業」の建設業許可を有していること。
  - (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が適用される建築物の工事について1件以上の元請契約実績を有すること。ただし、民間実績については2件以上の元請契約実績を有すること。
  - (6) 建設業法第26条に基づき主任技術者を配置すること。また、当該主任技術者の要件を満たす資格者証の写し、若しくは実務経験経歴書(解体工事に限る)及び雇用関係を証明できる書類を提出すること。
  - (7) 本業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。
- 3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次の(4)提出物に記載の書類を提出してください。
- (1) 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布先  
次の川崎市ホームページよりダウンロード又は次の3(2)にて配布します。  
<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000117528.html>
  - (2) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
郵便番号 210-0005  
住 所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
担 当 環境局施設部施設整備課 鹿戸  
電 話 044-200-2575(直通)
  - (3) 配布、提出及び閲覧期間  
令和2年5月25日(月)から令和2年5月29日(金)まで  
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、休日及び正午から午後1時の間は除く)
  - (4) 提出物  
ア 競争入札参加申込書  
イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)  
ウ 上記2(5)の実績を確認できる契約書等の写し  
エ 上記2(6)の主任技術者の要件を満たす資格者証の写し等及び雇用関係を証明できる書類

- (5) 提出方法  
持参又は郵送(一般書書留又は簡易書留に限る)とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は3(3)によらず、5月29日(金)必着とします。
  - (6) 仕様書の配布  
上記(4)の提出書類が受理できた際に、仕様書を配布します。ただし、郵送で提出とした場合は、競争入札参加資格者確認通知書交付時の配布となります。
  - (7) その他  
ア 提出された書類は返却しません。  
イ 提出された書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。  
ウ 提出された書類に不備や不足があった場合は、参加申し込みは無効となります。
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
- 競争入札参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市工事請負有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。
- (1) 場所  
上記3(2)に同じ
  - (2) 日時  
令和2年6月2日(火)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間を除く)
- 5 質問書の受付・回答
- (1) 質問受付期間  
令和2年6月3日(水)から令和2年6月4日(木)午後5時まで  
(持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、正午から午後1時の間を除く)
  - (2) 質問書の様式  
上記3(1)よりダウンロード又は競争入札参加資格確認通知書交付時に配布する「質問書」にて受け付けます。
  - (3) 質問受付方法  
持参、電子メール又はFAXに限ります。  
ア 持 参 上記3(2)に同じ  
イ 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp  
ウ F A X 044-200-3923
  - (4) 回答方法  
競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和2年6月8日(月)に、競争入札参加資格があると認めた全社宛てに電子メール又はFAXにて送信します。なお、電話等による問合せには一切応じません。
- 6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月16日(火)午後1時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階 会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格(基準単価)の範囲内で、各入札単価の合計が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とします。

(5) 業務単価表の提出及び落札者決定

落札予定者は入札金額の算出に使用した入札単価表を提出し、本市との間にその単価について合意が取れた者を落札者とします。なお、不当に安価な設定の単価が見られる場合はその単価表については合意しません。

また、基準単価を超えた入札単価がある場合や、入札単価の合計が入札金額と違う場合又は入札単価表が提出できない場合は、失格とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要(10%)

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この公告に関する問い合わせ先は、上記3(2)に同じです。

川崎市公告第417号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和2年度川崎市ごみゼロカフェ事業運営業務委託

(2) 履行場所 環境局生活環境部減量推進課他

(3) 履行期限 契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

ごみゼロカフェは、ごみ減量に関心のある様々な年代の市民や事業者など多様な主体が参加し、自由に意見交換を行う新たな市民参加の取組であり、本業務委託は、このごみゼロカフェを円滑に実施するための企画運営をするものである。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。

(4) 本市又は他官公庁において、「環境に関連するコンサルティング業務」、「ワークショップ業務」、「イベントの企画運営業務」のいずれか、又はこれに類似する業務の契約実績(元請に限る。)を平成30年4月1日以降に有すること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

川崎市環境局 生活環境部 減量推進課  
(担当) 今村

電話番号 044-200-2580

F A X 044-200-3923

電子メール 30genryo@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## (2) 配付・提出期間

令和2年5月25日(月)午前9時から令和2年5月29日(金)午後5時まで

## (3) 提出書類

次の書類を各一部作成し提出してください。

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

## (4) 提出方法

郵送又は持参とします。

郵送の場合であっても提出期間・時間までに必着のこと。

封筒には入札件名を記載してください。

## 4 入札説明会及び入札説明書等

## (1) 入札説明会

実施しません。

## (2) 入札説明書等の交付

業務の詳細や仕様に関して記載されている入札説明書及び仕様書は3(2)の期間に、希望者の平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。希望者は3(1)に記載の連絡先に電話で連絡してください。FAXでの送付は行いませんので、電子メールにより難しい場合は3(1)に記載の場所において交付します。

## 5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、競争参加資格確認通知書を、また競争参加資格があると認めた者には、これに加えて入札説明書及び仕様書を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和2年6月3日(水)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

## 6 仕様書等に関する質問・回答

## (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

## ア 問い合わせ先

3(1)と同じ

## イ 質問受付期間

令和2年6月3日(水)から令和2年6月5日(金)午後5時まで

## ウ 質問書の様式

所定の質問書により、提出してください。

## エ 質問書の提出方法

FAX又は電子メールに限ります。

FAX 044-200-3923

電子メール 30genryo@city.kawasaki.jp

## (2) 回答

## ア 回答日

令和2年6月9日(火)までに回答します。

## イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

## 7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

## 8 入札手続等

## (1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を封筒に封印して、郵送してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

## (2) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和2年6月17日(水)午後2時

提出場所 3(1)と同じ

## (3) 入札書の提出方法

郵送とします。

提出日時までに必着とします。

封筒には入札件名を記載してください。

- (4) 入札保証金 免除
- (5) 開札の日時・場所 3(1)に同じ。郵送のため来庁不要とします。
- (6) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。  
ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金  
契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。  
また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金 無

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第418号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度 緑ヶ丘霊園サクラ並木等更新工事
	履行場所	川崎市高津区下作延1241
	履行期限	契約の日から令和2年9月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年6月8日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	川崎河港水門ゲート設置(止水壁)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区港町6番地先
	履 行 期 限	契約の日から180日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年6月18日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

## 川崎市公告第419号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公表します。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市立学校給食室回転釜及び食器洗浄機保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約締結日～令和3年3月31日
- (4) 業務概要 「仕様書」によります。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本市または他官公庁において、類似の業務を受託

した実績が過去5年間にあること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階  
教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
管理担当 齋藤

電話 044-200-3270

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年5月25日(月)～令和2年6月1日(月)

平日午前9時～正午、午後1時～午後4時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格に係る契約実績を証明するもの

※書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参又は郵送。

※郵送の場合は、3(1)の所管課まで電話連絡の上、提出期間日までに届くこととし、不備がないこと。

4 資料の閲覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

※併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

(1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により送付します。

(2) 日時

令和2年6月4日(木)までに交付

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレス宛てに送付後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問い合わせ受付期間

令和2年6月4日(木)～令和2年6月8日(月)

平日午前9時～正午、午後1時～午後4時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(4) 回答方法

令和2年6月15日(月)までに、全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和2年6月19日(金)  
午前10時

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市役所第3庁舎15階  
第1会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって

契約保証金の納付に変えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 否

#### 10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

#### 川崎市公告第420号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 校舎再生整備に係る変圧器絶縁油ポリ塩化ビフェニル（PCB）分析調査業務委託（田島小学校ほか7校）
- (2) 履行場所 川崎市立田島小学校（川崎区渡田1-20-1）ほか7校
- (3) 履行期間 令和2年10月30日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」または「準市内」に登録されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」に登録されていること。
- (6) 本市または他官公庁において平成22年以降に同種業務（変圧器絶縁油ポリ塩化ビフェニル分析調査業

務委託に類する業務）の契約実績があること。

#### 3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

##### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(6)を証明する契約書等の写し

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

##### (2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書等は、令和2年5月25日（月）～令和2年6月1日（月）に下記(4)の場所で配布しています。

また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加資格確認申請書をダウンロードすることができます。なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

##### (3) 提出期間

令和2年5月25日（月）～令和2年6月1日（月）  
午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

##### (4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
明治安田生命ビル5階

電話：044-200-3477（再生整備担当 小田）

#### 4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

#### 5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

#### 6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和2年5月25日（月）～令和2年6月4日（木）

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和2年6月8日(月)までに回答します。

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にも、全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を6月3日(水)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年6月10日(水)午後2時
- (3) 入札・開札の場所 第4庁舎4階第3会議室(川崎区宮本町3番地3)
- (4) 入札書の提出方法 持参(ただし、郵送のみとする場合がある)
- (5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第421号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 校舎再生整備等に伴う人的警備業務委託(藤崎小学校ほか6校)
- (2) 履行場所 川崎市立藤崎小学校(川崎区藤崎3-2-1)ほか6校
- (3) 履行期間 令和3年2月28日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の

地域区分「市内」に登録されていること。

- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。
- (6) 本市または他官公庁において平成22年度以降に類似の契約実績があること。
- (7) 施設警備業務検定の資格を有し、かつ2年以上の実務経験を有する者が所属していること。
- ※2(6)及び(7)については10(2)を必ずご確認ください。

### 3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

#### (2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書等は、令和2年5月25日(月)～令和2年6月1日(月)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加資格確認申請書をダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

#### (3) 提出期間

令和2年5月25日(月)～令和2年6月1日(月)  
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

#### (4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
明治安田生命ビル5階

電話：044-200-3477(再生整備担当 小田)

### 4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

### 5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわ

さき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

### 6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和2年5月25日(月)～令和2年6月4日(木)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和2年6月8日(月)までに回答します。

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

### 7 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を6月3日(水)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

### 8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

### 9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年6月11日(木) 午前10時

(3) 入札・開札の場所 第3庁舎15階第3会議室

(川崎区東田町5番地4)

- (4) 入札書の提出方法 持参(ただし、郵送のみとする場合がある)
- (5) 入札保証金 免除
- 10 落札者の決定及び参加資格の審査等
- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とし、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者として決定します。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をしたうえで、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認められたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。
- (2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出  
落札候補者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札候補者につきましては、「入札参加条件確認(申請)書」「入札情報かわさき」のダウンロードコーナー「入札参加手続き関係」の中の「【委託用】入札参加条件確認(申請)書」から取得してください。)と上記2(6)及び(7)に示した資格を有することを確認できる書類を、3(4)で指定した場所に持参し、確認を受けてください。
- (3) 入札の無効  
2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。
- 11 契約手続等  
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金  
契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。  
また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- 12 その他
- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 川崎市公告第422号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 委託事業名  
「川崎市スポーツフェスタ2020」実施業務委託
- 2 委託内容  
誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる「スポーツのまち・かわさき」を推進することを目的に開催するスポーツイベントの運営業務
- 3 履行期限  
契約締結日から令和2年11月30日(月)まで
- 4 企画提案書の提出者の資格
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 川崎市業務委託有資格名簿の業種・種目「99 その他業務 01 催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登載されているか、業者登録申請中で、企画提案会当日までに上記の業種・種目に登載見込みであること。
- 5 担当部署  
市民文化局スポーツ室
- 6 参加意向申出書、仕様書等の配布及び参加申込
  - (1) 配布期間  
令和2年5月25日(月)～令和2年6月8日(月)
  - (2) 配布場所  
川崎市川崎区駅前本町11番2  
川崎フロンティアビル9階  
市民文化局市民スポーツ室  
※参加意向申出書等については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からもダウンロード可。
  - (3) 提出書類  
参加意向申出書(様式1)
  - (4) 提出期限  
令和2年6月8日(月)午後5時
  - (5) 提出場所  
上記(2)と同じ

- (6) 提出方法  
持参とする。
- 7 企画提案書
- (1) 提出期限  
令和2年6月22日(月)午後5時
- (2) 提出場所  
6(2)と同じ
- (3) 提出方法  
持参とする。
- (4) 提出書類  
ア 企画提案書 10部(A4判縦横どちらでも可。  
表紙を除き10ページ以内。)  
イ 見積書 1部(総額、内訳等記載のこと。)
- 8 企画提案の選考方法
- (1) 企画提案の選考方法  
選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会  
において、企画提案書等をもとに書類選考とする。
- (2) プロポーザル評価委員会開催日程  
令和2年7月3日(金)
- (3) 評価項目  
ア 事業目的  
イ 募集方法  
ウ 実施内容  
エ 実施体制及びスケジュール  
オ 業務実績
- 9 関連情報を入手するための照会窓口  
市民文化局市民スポーツ室(住所は6(2)と同じ。)  
電話番号 044-200-3245  
メールアドレス [25sports@city.kawasaki.jp](mailto:25sports@city.kawasaki.jp)
- 10 その他
- (1) 要請手続において使用する言語及び通貨  
日本語・円
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 提案書作成及び提出に関する費用負担  
提案者負担とする。
- (4) 業務規模概算額  
1,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以下
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 作成された成果物等の著作権は、川崎市に帰属する。

## 川崎市公告第423号

## 入 札 公 告

令和2年5月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
航空機騒音観測装置(中原)賃貸借
- (2) 履行場所  
中原一般環境大気測定局、川崎市環境局環境対策  
部大気環境課
- (3) 履行期間  
令和2年10月1日から令和9年9月30日
- (4) 概 要  
入札説明書によります。
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて  
満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の  
請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」、  
種目「その他」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模  
の賃貸借契約の実績があること。
- 3 競争入札参加申込書の提出  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争  
参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 提出場所  
川崎市環境局環境対策部大気環境課 担当 遠藤  
郵便番号 210-0005  
住 所 川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市役所第3庁舎17階  
電 話 044-200-2531  
F A X 044-200-3922  
E-mail [30taiki@city.kawasaki.jp](mailto:30taiki@city.kawasaki.jp)
- (2) 提出期間  
ア 配布・提出日  
令和2年5月25日(月)から令和2年5月29日  
(金)まで(土、日曜日を除く)  
イ 配布・提出時間  
午前8時30分から午後5時まで(正午から午後  
1時までを除く。)
- (3) 提出書類  
ア 競争入札参加申込書  
イ 契約内容を確認できる契約書等の写し  
ウ 装置の仕様及びカタログ等
- (4) 提出方法  
持参に限ります。  
提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書  
は、インターネットからダウンロードすることが  
できます。「入札情報かわさき」の「入札情報」

の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(1)の期間に、3(2)の場所で配布します。「入札情報かわさき」  
<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

(5) 仕様書

上記3(2)の期間中に、持参にて3(3)の提出をした者に3(1)の場所で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年6月9日(火)までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和2年6月10日(水)から令和2年6月15日(月)午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年6月19日(金)までに、参加全社あてに電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

令和2年6月26日(金)10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市役所第3庁舎15階第3会議室  
(川崎区東田町5-4)

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 入札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第424号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年5月27日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区小台二丁目16番2

ほか1筆の一部

673平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区南平台町5番6号  
東急株式会社  
代表取締役 高橋 和夫

令和1年9月18日  
川崎市指令 ま宅審(イ)第62号

3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅

**川崎市公告第425号**  
一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和2年5月27日

計画戸数：6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 柿生学園外壁改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区五力田2丁目20番10号
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月26日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	川中島小学校ほか3校窓ガラス飛散防止工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区川中島2丁目4番19号ほか3校
	履 行 期 限	契約の日から令和2年9月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「ガラス」種目「ガラス」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) ガラス工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「ガラス」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年6月22日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	有馬小学校ほか2校窓ガラス飛散防止工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区東有馬5丁目12番1号ほか2校
	履 行 期 限	契約の日から令和2年9月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「ガラス」種目「ガラス」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) ガラス工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「ガラス」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年6月22日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名 道路照明設置その2工事
	履 行 場 所 川崎市中原区下沼部1705番地先他1箇所
	履 行 期 限 契約の日から180日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月12日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名 中央卸売市場北部市場監視カメラ設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月19日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>

参加資格	<p>(8) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「電気通信」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。</p> <p>また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月26日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第426号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市小規模事業者臨時給付金コールセンター業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約日から令和2年11月30日まで

(4) 業務概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内の小規模事業者の事業継続を支えるため、市内の小規模事業者に対し、川崎市が実施する川崎市小規模事業者臨時給付金（以下「給付金」という。）の交付業務の実施に係る、コールセンター業務を運営する。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 過去5年間に、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや実績一覧表等）を提出し、競争参加の申し込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市経済労働局産業振興部工業振興課  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2  
フロンティアビル10階  
電話 044-200-2324  
FAX 044-200-3920  
E-mail 28kogyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年5月28日（木）から令和2年5月29日（金）まで  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

まで

(3) 提出方法

持参又は簡易書留による郵送

上記日時までに必着とします。

封筒に入札件名を記載してください。

提出先：3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、2の競争入札参加資格について審査し、競争入札参加資格確認通知書を交付します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、6月1日(月)までに電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送信します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年6月2日(火)から6月3日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限る。

電子メール 28kogyo@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3920

(5) 回答方法

令和2年6月4日(木)に、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格」の各号の

いずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年6月5日(金) 午前10時00分

イ 入札場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階

川崎市経済労働局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入

札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (4) 当該落札決定の効果は、令和2年第4回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第427号

川崎市都市計画緑地の変更（1号生田緑地の変更）ほか関連案件の都市計画の変更を予定しています。都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則（平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申し出がないときは、公聴会を開催しません。

令和2年5月27日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の内容

- (1) 都市計画の種類及び名称
  - ア 川崎市都市計画緑地の変更（1号生田緑地の変更）
  - イ 川崎市都市計画用途地域の変更（生田緑地の変更）
  - ウ 川崎市都市計画高度地区の変更（生田緑地の変更）
  - エ 川崎市都市計画防火地域及び準防火地域の変更（生田緑地の変更）
  - オ 川崎市都市計画地区計画の決定（長尾2丁目地区地区計画）
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 川崎市都市計画緑地の変更（1号生田緑地の変更）
    - (ア) 追加する部分  
なし
    - (イ) 削除する部分  
なし
    - (ウ) 変更する部分  
川崎市 多摩区 長尾2丁目地内
  - イ 川崎市都市計画用途地域の変更（生田緑地の変更）
    - (ア) 追加する部分  
なし
    - (イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 多摩区 長尾1丁目、長尾2丁目及び長尾3丁目地内

ウ 川崎市都市計画高度地区の変更（生田緑地の変更）

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 多摩区 長尾1丁目、長尾2丁目及び長尾3丁目地内

エ 川崎市都市計画防火地域及び準防火地域の変更（生田緑地の変更）

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 多摩区 長尾2丁目地内

オ 川崎市都市計画地区計画の決定（長尾2丁目地区地区計画）

(ア) 追加する部分

川崎市 多摩区 長尾2丁目地内

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

なし

2 公聴会の開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年8月1日（土）午前10時から
- (2) 場所 多摩区役所11階会議室（多摩区登戸1775-1）

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申し出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

- (1) 提出期間 令和2年6月26日（金）から7月10日（金）まで
- (2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎市川崎区宮本町1番地）

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

- (1) 説明会
  - ア 日時 令和2年6月25日（木）午後7時から午後8時30分まで

イ 場所 多摩区役所11階会議室  
(多摩区登戸1775-1)

## (2) 縦覧

ア 日時 令和2年6月26日(金)から7月10日  
(金)まで

イ 場所 川崎市まちづくり局都市計画課(川崎市  
宮本町6番地明治安田生命川崎ビル5階)  
多摩区役所10階市政資料コーナー  
(多摩区登戸1775-1)

宮前区役所1階市政資料コーナー  
(宮前区宮前平2-20-5)

多摩区役所生田出張所  
(多摩区栗谷3-31-10)

宮前区役所向丘出張所  
(宮前区平1-1-10)

川崎市立多摩図書館  
(多摩区登戸1775-1)

川崎市立宮前図書館  
(宮前区宮前平2-20-4)

※都市計画課、多摩区役所、宮前区役所、生田出張所、向丘出張所は、閉庁日(土曜日・日曜日・祝日)を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。

※多摩図書館、宮前図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土曜日・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありま

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	中野島住宅新築第5号工事家屋事前調査委託
	履行場所	川崎市多摩区中野島6丁目2008番1ほか
	履行期限	令和2年12月28日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年6月25日14時30分(財政局資産管理部契約課(委託契約係))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

すので御注意ください。

## 川崎市公告第428号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年5月27日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市中区大和町2-32-4 株式会社山手ホームズ 代表取締役 河野卓二		
道路位置の 地名・地番	川崎市川崎区桜本1丁目23番2の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	18.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第205号		指定 年月日	令和2年 5月27日

## 川崎市公告第429号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月29日

川崎市長 福田紀彦

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道南生田88号線道路防護(設計)委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区南生田1丁目14番地先
	履 行 期 限	120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年6月25日14時30分(財政局資産管理部契約課(委託契約係))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第430号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年5月29日

川崎市長 福田紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユーコープ井田三舞店  
川崎市中原区井田三舞町21番1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
青山 洋司  
川崎市中原区井田三舞町10番10号
- 変更しようとする事項  
(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前)  
午前7時から午後9時まで  
(変更後)  
午前6時から午後10時まで
- 変更する年月日  
令和2年5月27日
- 届出の年月日  
令和2年5月26日
- 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局産業振興部商業振興課(川崎フロンティ

アビル10階)及び中原区役所

- 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
令和2年5月29日から令和2年9月29日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。
- 意見書の提出期限及び提出先  
令和2年9月29日  
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

公 告 ( 調 達 )

川崎市公告(調達)第299号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田紀彦

- 調達の名称  
中原区内都市計画道路荻宿小田中線(Ⅲ期)道路築造(立体交差化)工事
- 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課  
川崎市川崎区宮本町1番地

- 3 落札者を決定した日  
令和2年4月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
フジタ・織戸共同企業体  
代表者 株式会社 フジタ 横浜支店  
執行役員支店長 古賀 雅嗣  
横浜市神奈川区金港町7番地3 金港ビル
- 5 落札金額  
2,233,000,000円
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年2月10日

川崎市公告(調達)第300号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
五反田川放水路設備その2工事
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
財政局資産管理部契約課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和2年4月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
荏原実業 株式会社 神奈川支社  
支社長 柳本 将道  
川崎市川崎区日進町26番17号
- 5 落札金額  
2,090,000,000円
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年2月10日

川崎市公告(調達)第301号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
令和2年度iDC(インターネット・データ・センター)業務委託(利用システム分)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 川崎支店  
支店長 村瀬 満高  
神奈川県川崎市川崎区東田町8番地  
パレール三井ビル
- 5 契約金額(税込)  
98,262,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

川崎市公告(調達)第302号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
令和2年度事業所接続高速回線(VLAN)サービスの利用契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 川崎支店  
支店長 村瀬 満高  
川崎市川崎区東田町8番地(パレール三井ビル)
- 5 契約金額  
115,906,659円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

川崎市公告(調達)第303号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
令和2年度神奈川情報セキュリティクラウド業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 インターネットイニシアティブ  
専務取締役 勝 栄二郎  
東京都千代田区富士見二丁目10番2号  
飯田橋グラン・ブルーム
- 5 契約金額(税込)  
419,707,950円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

川崎市公告(調達)第304号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
令和2年度ネットワーク運用保守業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 川崎支店  
支店長 村瀬 満高  
神奈川県川崎市川崎区東田町8番地  
パレール三井ビル
- 5 契約金額(税込)  
127,077,621円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

川崎市公告(調達)第305号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名  
令和2年度事業所接続高速回線サービスの利用契約
  - (2) 履行場所  
川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎他
  - (3) 契約期間  
契約日から令和3年3月31日まで  
但し、回線サービスの利用期間は、令和3年2月1日から3月31日までとする。
  - (4) 調達概要  
本市事業所に敷設する専用回線サービス及び通信機器の敷設委託  
詳細は「入札仕様書」によります。
- 2 競争参加資格  
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「電算関連」に登載されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。  
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登載のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年6月22日(月)までに行ってください。
  - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 指定都市もしくは本市と同等の規模(敷設回線数200以上)のネットワークにおいて、回線サービスの敷設、運用業務を受託した実績が過去5年間にあること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先  
この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
  - (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4  
(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 佐藤、森田

電 話 044-200-2057

F A X 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年6月10日(水)から令和2年6月22日(月)までとします(土曜日・日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和2年7月1日(水)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和2年6月10日(水)から令和2年6月22日(月)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和2年7月1日(水)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和2年7月1日(水)から令和2年7月7日(火)まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については令和2年7月15日(水)、全社にF A Xもしくはメールにて送付します。

7 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年7月21日(火)午前11時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先

ア 期限 令和2年7月20日(月)必着

イ 宛先 3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured :

The Office connection high-speed line service for Kawasaki City Office.

- (2) Time-limit for tender :  
11:00 A.M. July 21, 2020
- (3) Time-limit for tender by mail :  
July 20, 2020
- (4) Contact point for the notice :  
KAWASAKI CITY OFFICE  
System Management Section  
Information Management Department  
General Affairs and Planning Bureau  
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
Tel:044-200-2057

川崎市公告(調達)第306号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和2年6月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
川崎市介護サービス情報調査事務委託
- (2) 履行場所  
川崎市健康福祉局介護保険課、調査対象の市内介護サービス事業者ほか
- (3) 契約期間  
令和2年7月10日～令和3年3月31日
- (4) 業務概要  
介護保険法第115条の35の規定に基づき、介護サービスを提供する事業所又は施設(以下「事業所」という。)の現況等の報告内容を調査する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 介護保険法施行令第37条の3各号の規定に該当しないこと。
- (5) 介護保険法施行規則等の関係法令の規定を遵守し、適切な調査事務(介護保険法第115条の36第1項に規定する調査事務をいう。)の実施ができること。

3 入札説明書、競争参加申込書の配布及び提出並びに問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加

の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書のメール・郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013  
川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階  
健康福祉局長寿社会部介護保険課 上保  
電 話 044-200-2678(直通)  
F A X 044-200-3926  
E-mail [40kaigo@city.kawasaki.jp](mailto:40kaigo@city.kawasaki.jp)

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は、必ず開封確認メッセージを要求してください。)

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和2年6月10日(水)から令和2年6月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午8時30分から正午及び午後1時から午後4時までとします。

(3) 提出物

ア 競争参加申込書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードできます。

ダウンロードできない場合は、3(1)の場所で、3(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書の差し替えまたは再提出はできません。

ウ 競争参加申込書に関する問合せ先は3(1)の場所とします。

4 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 受付期間

令和2年6月22日(月)正午まで

(3) 回答期限

令和2年6月24日(水)午後5時15分まで

5 競争参加資格確認通知書の交付

3により競争入札参加申込書を提出した者に、競争参加資格確認通知書を令和2年6月17日(水)にFAX又は電子メールで送付します。

## 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札の手続等

## (1) 入札方法

ア 入札場所に入場しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出してください)。

ウ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

エ 入札(見積)書の記載金額について、入札は、単価で行います。入札(見積)書には、1件あたりの見積単価を、消費税及び地方消費税を含まない金額で記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします)。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

## ア 入札日時

令和2年6月26日(金)午前11時

## イ 入札場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階12C会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参とします(持参以外は無効とします)。

## (4) 入札保証金

免除とします。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 8 契約の手続等

次により、契約を締結します。

## (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

## (2) 契約書作成の要否

必要とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」内の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## (4) 契約予定日

令和2年7月10日

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(3) その他関係書類については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」内の、本件の公表情報詳細のページからもダウンロードできます。

## 川崎市公告(調達)第307号

## 入 札 公 告

令和2年6月10日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件 名

富士見公園自動車排出ガス測定局舎賃貸借

## (2) 履行場所

富士見公園(川崎区富士見1-1-6)

## (3) 履行期間

令和3年2月1日から令和7年1月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

(5) 契約締結後、確実に納入することができること。

## 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
〒210-0821  
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階  
川崎市環境局環境総合研究所  
地域環境・公害監視課 田邊  
電 話 044-276-9096  
F A X 044-288-3156  
E-mail 30sotii@city.kawasaki.jp
- (2) 提出期間
  - ア 配布・提出日  
令和2年6月10日(水)から令和2年6月16日(火)まで
  - イ 配布・提出時間  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 提出書類
  - ア 競争入札参加申込書
  - イ 上記2(4)の内容を確認できる契約書等の写し
- (4) 提出方法  
持参又は郵送とします。郵送の場合、期日までに到着するように、書留郵便等配達記録が残る方法で送付してください。(送付先: 3(1)のとおり。)  
※ 封筒には「一般競争入札参加資格確認申請書在中」と大きく書いてください。  
発送時に、郵送にて提出する旨を3(1)の問い合わせ先までご連絡ください。  
提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付  
競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年6月24日(水)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。
  - (1) 交付日  
令和2年6月24日(水)
  - (2) 場所  
上記3(1)に同じ。
- 5 仕様・入札に関する問合せ
  - (1) 問合せ先

- 上記3(1)に同じ。
- (2) 問合せ期間  
令和2年6月24日(水)から令和2年6月30日(火)午後5時まで
- (3) 問合せ方法  
競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。
- (4) 回答方法  
質問があった場合の回答は、令和2年7月2日(木)までに、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失  
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
  - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
  - (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
  - (1) 入札方法等  
税抜き総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を48ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。その他事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。
    - ア 入札書の提出日時  
令和2年7月9日(木)午前10時00分
    - イ 入札書の提出場所  
川崎市環境局環境総合研究所研修室  
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階
    - ウ 入札書の提出方法  
持参又は郵送とします。  
郵送の場合、期日までに到着するように、書留郵便等配達記録が残る方法で送付してください。(送付先: 3(1)のとおり。)  
※ 封筒には「入札書在中」と大きく書いてください。  
発送時に、郵送にて提出する旨を3(1)の問い合わせ先までご連絡ください。
  - (2) 入札保証金  
免除とします。
  - (3) 開札の日時  
7(1)アに同じ
  - (4) 開札の場所  
7(1)イに同じ
  - (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第308号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

音声翻訳サービス用端末の貸借及び保守に関する契約

(2) 履行場所

川崎市立学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)他

(3) 履行期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日

(4) 概 要

川崎市立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒やその保護者と、学校が意思の疎通を円滑に図

るために、教育委員会が必要と判断した学校に翻訳専用機器を導入するものです。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に業種「リース」種目「事務用機器」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者であること。

3 一般競争参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書配付及び提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6

川崎市教育委員会事務局教育政策室

電 話 044-200-3758

(2) 配付及び提出期間

令和2年6月10日(水)から令和2年6月17日

(水)までの下記の時間

午前9時～正午及び午後1時～5時(土・日を除く。)

(3) 提出方法

持参に限りません。申込書、仕様書及び質問書等は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の「入札情報(入札公表・落札結果)の委託欄の「入札公表」の中にあります。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、上記3(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 一般競争入札参加確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年6月18日(木)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和2年6月18日(木)の午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、上記3(1)にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和2年6月10日(水)から令和2年6月19日

(金)までの下記の時間

午前9時～正午及び午後1時～5時

(3) 問い合わせ方法

所定の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付した際は、併せて3(1)まで電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年6月22日(月)までに、参加全社あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、入札当日に必ず持参してください。

イ 代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行います。郵送は認めません。

エ 入札金額は、総額(税抜き)を入札書に記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年6月23日(火)午前10時

イ 入札場所 川崎市役所第4庁舎4階第4会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲以内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市役所競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第309号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

システム連携基盤運用保守業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局情報管理部システム管理課

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎9階

3 契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北

代表取締役社長 濱 功明

宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1

5 契約金額

¥208,826,640円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

**川崎市公告(調達)第310号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
川崎市戸籍総合システムパッケージ保守・運用支援委託
- 2 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地  
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 4 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 株式会社 川崎支店  
支店長 村瀬 満高  
川崎市川崎区東田町8番地
- 6 契約金額  
37,437,840円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 8 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

**川崎市公告(調達)第311号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 件 名 川崎区役所大師分室解体設計業務委託
  - (2) 履行場所 川崎市川崎区台町26-7
  - (3) 履行期間 令和3年3月15日限り
  - (4) 委託概要 解体撤去工事の設計業務委託
- 2 一般競争入札参加資格  
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 川崎市内に本社を有すること。
  - (4) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。

(5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後10年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(2) 配布、提出期間

令和2年6月10日(水)から令和2年6月17日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格が

あることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地  
(明治安田生命川崎ビル9階)  
まちづくり局施設整備部公共建築担当  
電話：044-200-3037

(2) 受付期間

令和2年6月24日(水)から令和2年6月25日(木)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和2年6月30日(火)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時  
令和2年7月13日(月)午後1時30分
- イ 場所  
川崎市川崎区東田町5番地4  
第3庁舎11階会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした

上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免
- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告(調達)第312号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 中央卸売市場北部市場関連棟屋上防水改修設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
- (3) 履行期間 令和3年2月26日限り
- (4) 委託概要 屋上防水改修工事の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期

間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理（主任）技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後10年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

（明治安田生命川崎ビル8階）

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

（一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(2) 配布、提出期間

令和2年6月10日（水）から令和2年6月17日（水）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

（明治安田生命川崎ビル9階）

まちづくり局施設整備部公共建築担当

電話：044-200-2959

(2) 受付期間

令和2年6月24日（水）から令和2年6月25日（木）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。（川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和2年6月30日（火）までに文書（電子メール又はFAX）で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月13日（月）午前10時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

第3庁舎11階会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格  
をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもつ  
て有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格  
を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした  
上、落札者として決定します。資格審査の結果、当  
該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入  
札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同  
様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ご  
とに個別設定をしていますので、入札情報かわさき  
の「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要  
綱・運用指針」を御覧ください。

4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし  
ます。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に  
委任状を提出しなければなりません。

5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者が  
いない場合は、直ちに再度入札を行います。

6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する  
入札は無効とします。

9 契約手続等

- 1) 契約保証金 要
- 2) 前払金 有
- 3) 契約書の作成 要

10 その他

- 1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川  
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め  
るところによります。
- 2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等  
は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」  
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができ  
ます。
- 3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日  
本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告(調達)第313号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- 1) 件名 長尾小学校ほか1校外壁塗装改修設計  
業務委託
- 2) 履行場所 川崎市多摩区長尾7丁目28番1号ほか

1校

(3) 履行期間 令和3年1月29日限り

(4) 委託概要 外壁塗装改修工事・屋上防水改修工  
事の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ  
て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期  
間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名  
簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技  
術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得  
後5年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)  
技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競  
争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届  
(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付する  
こと。)を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話:044-200-2966

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理  
(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入  
札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄  
の「財政局入札公表」からダウンロードするこ  
とが可能です。)

(2) 配布、提出期間

令和2年6月10日(水)から令和2年6月17日  
(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時か  
ら午後4時まで)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資  
格業種に登録されていることを確認し、その結果を確  
認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資  
格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、  
申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任  
先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送

付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

#### 5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ
- (2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

#### 6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

##### (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地  
(明治安田生命川崎ビル9階)  
まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当  
電話：044-200-2983

##### (2) 受付期間

令和2年6月24日(水)から令和2年6月25日(木)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

##### (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

##### (4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和2年6月30日(火)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

#### 7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札手続等

次により入札を執行します。

- (1) 入札・開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和2年7月14日(火)午後1時30分

##### イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4  
第3庁舎11階会議室

##### (2) 入札保証金

免除

##### (3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

##### (4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

##### (5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

##### (6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

#### 9 契約手続等

- (1) 契約保証金 要
- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要

#### 10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告(調達)第314号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 塚越中学校外壁塗装改修設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区塚越1丁目60番地
- (3) 履行期間 令和3年1月29日限り
- (4) 委託概要 外壁塗装改修工事・屋上防水改修工事の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話:044-200-2966

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

- (2) 配布、提出期間

令和2年6月10日(水)から令和2年6月17日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

- (3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ
- (2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当

電話:044-200-2983

- (2) 受付期間

令和2年6月24日(水)から令和2年6月25日(木)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

- (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

- (4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和2年6月30日(火)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた

とき。

- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

次により入札を執行します。

- (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月15日(水)午前10時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

第3庁舎11階会議室

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

- (4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

- (5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

- (6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免

- (2) 前払金 有

- (3) 契約書の作成 要

## 10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

## 川崎市公告(調達)第315号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 南河原中学校ほか1校外壁塗装改修設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区中幸町4丁目31番地ほか1校
- (3) 履行期間 令和3年1月29日限り
- (4) 委託概要 外壁塗装改修工事・屋上防水改修工事の設計業務委託

### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

### 3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすること

が可能です。)

(2) 配布、提出期間

令和2年6月10日(水)から令和2年6月17日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当

電話：044-200-2983

(2) 受付期間

令和2年6月24日(水)から令和2年6月25日(木)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和2年6月30日(火)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月14日(火)午前10時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

第3庁舎11階会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 要

(2) 前払金 有

- (3) 契約書の作成 要
- 10 その他
- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告(調達)第316号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 件 名 令和2年度川崎市立学校校務用コンピュータ機器賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市立学校及び教育委員会等 188拠点
- (3) 履行期間 令和2年12月1日から令和7年11月30日
- (4) 概 要 仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
- この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、A、Bの等級に格付けされていること。  
 なお、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年6月24日(水)までに行ってください。
- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所  
 〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3  
 川崎市総合教育センター 3階  
 情報・視聴覚センター  
 電話 044-844-3712
- (2) 配布及び提出期間  
 令和2年6月10日(水)から令和2年6月24日(水)まで  
 午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日を除く)
- (3) 提出方法  
 持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。  
 (「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 4 仕様・入札に関する問合せ先
- (1) 問合せ場所  
 上記3(1)と同じ。
- (2) 問合せ期間  
 令和2年6月10日(水)から令和2年7月6日(月)  
 午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (3) 問合せ方法  
 入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (4) 回答方法  
 質問があった場合の回答は、令和2年7月13日(月)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。
- 5 競争入札参加資格確認通知書の交付  
 競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年7月1日(水)までに送付します。  
 なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和2年7月1日(水)の午前8時30分から

午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを令和2年7月15日(水)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きで総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和2年7月20日(月)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室  
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和2年7月17日(金)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してくだ

さい。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 支払については、毎月払いとします。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease computers installed in Elementary schools, Junior high schools, High schools, Special support schools and the education center in Kawasaki City.

(2) Time-limit for tender:

9:30 A.M 20 July 2020

(3) Time-limit for tender by mail:

17 July 2020

(4) Contact point for the notice

KAWASAKI CITY OFFICE  
 KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center  
 6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,  
 Kanagawa 213-0001, Japan  
 TEL:044-844-3712

**川崎市公告(調達)第317号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
令和2年度川崎市総合教育センターネットワーク機器賃貸借契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
川崎市総合教育センター  
川崎市高津区溝口6-9-3
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年5月25日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 J E C C  
専務取締役 依田 茂  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)  
921,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年4月10日

**川崎市公告(調達)第318号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
川崎市立坂戸小学校等39校教育用コンピュータ機器賃貸借契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
川崎市総合教育センター  
川崎市高津区溝口6-9-3
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年5月25日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース 株式会社 横浜支店

支店長 谷頭 洋一

横浜市西区高島一丁目1番2号

- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)  
899,292,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年4月10日

**川崎市公告(調達)第319号**

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件 名 川崎市立学校校内LAN調査設計及び構築支援等業務委託
  - (2) 履行場所 仕様書別紙1「履行場所一覧」のとおり
  - (3) 履行期間 契約締結の日～令和3年3月31日
  - (4) 委託概要 川崎市立学校において、児童生徒1人1台のパソコン環境および、教育の情報化を推進するための学校内のネットワーク環境および電源キャビネットの整備を行うものである。学校の現地調査、設計、必要物品の調達および設置設定等を実施する。  
※ 詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿にて、次の業種に登載されていること。

業種	種目
99 その他業務	99 その他

- (4) 過去3年間に、本市又は他官公庁において、同等の規模の類似の業務を受託した実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。民間実績については、同等の契約履行実績を有すること。ただし、発注者と直接契約を締結した、元請としての契約実績に限りません。

※ 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿

に登録されていない者は、本事業の入札公告日の翌日から令和2年6月16日(火)までに財政局資産管理部契約課にて登録申請を完了させておくこと。登録手続の詳細は同課に問い合わせること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階  
教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
プロジェクト推進担当

電話 044-200-0753

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

令和2年6月10日(水)～令和2年6月17日(水)  
午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 提出期間

持参の場合：

令和2年6月10日(水)～令和2年6月17日(水)  
午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送(書留郵便に限る)の場合：

令和2年6月10日(水)～令和2年6月16日(火)  
午後5時までに必着

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格に係る契約書の写し

※ 書類の提出に不備がある場合、無効となる  
ことがありますので御注意ください。

※ 提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(5) 提出場所

持参の場合：

3(1)の場所に提出。

郵送(書留郵便に限る)の場合：

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階  
教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
プロジェクト推進担当 あて

4 資料の閲覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

平成31・32年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにより送付)

(2) 日時

令和2年6月24日(水)までに交付

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、電話連絡してください。

※ 郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問合せ受付期間

令和2年6月25日(木)～令和2年6月26日(金)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年7月3日(金)までに、全参加者宛て電子メール又はFAXにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参による紙入札または郵送(書留郵便に限る)

(2) 入札書の提出日時

持参の場合：令和2年7月21日(火)午後4時

※事前提出不可

郵送(書留郵便に限る)の場合：令和2年7月20日(月)午後5時までに必着

(3) 入札書の提出先

持参の場合：

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎15階第3会議室

郵送(書留郵便に限る)の場合：

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階  
教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
プロジェクト推進担当

(4) 開札日時・場所

令和2年7月21日(火)午後4時

川崎市役所第3庁舎15階 第3会議室

(5) 入札保証金 免除

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(7) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) その他

入札手続きの詳細については入札説明書も参照のこと。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 否

(4) 議決の要否 否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(2) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

11 Summary

(1) Nature and quantity of services to be tendered:

Kawasaki Municipal Schools Wireless Network Field Survey, Design, and Support of Construction Project

(2) Time-limit for tender:

4:00 pm Tuesday, July 21th, 2020(in-person)

5:00 pm Monday, July 20th, 2020(by registered-mail)

(3) Contact point for the notice:

Office for the Improvement of Educational Facilities

City of Kawasaki

5th Floor, Meiji Yasuda Seimei Kawasaki Building

6 Miyamoto-cho, Kawasaki Ward, Kawasaki City, Kanagawa 210-0004

Tel:044-200-0753

Email:88seibi@city.kawasaki.jp

税 公 告

川崎市税公告第85号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月15日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和2年度 (平成31年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	4月随時分	令和2年6月1日 (4月随時分)	計26件
令和2年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分以降	令和2年6月1日 (第1期分)	計55件

(別紙省略)

川崎市税公告第86号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25

年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。  
なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月28日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	令和2年6月9日	計3件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	令和2年6月9日	計10件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	令和2年6月9日	計1件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	1月随時分	令和2年6月9日	計1件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	2月随時分	令和2年6月9日	計34件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	3月随時分	令和2年6月9日	計1件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	2月随時分	令和2年6月9日	計2件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第4期分	令和2年6月9日	計2件

(別紙省略)

**上 下 水 道 局 告 示**

川崎市上下水道局告示第24号

川崎市排水設備指定工事店の指定について  
川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和2年5月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

令和2年6月1日から

令和7年4月30日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 1120

商号又は名称 有限会社興亜工業

営業所所在地 神奈川県横須賀市安浦町2丁目11番地15-105

代表者氏名 成田 貞夫

指 定 番 号 1121

商号又は名称 建築設備 まり工房

営業所所在地 川崎市幸区南加瀬5丁目16番18-3号

代表者氏名 河原 真也

指 定 番 号 1122

商号又は名称 株式会社イースト

営業所所在地 横浜市戸塚区柏尾町825番地11

代表者氏名 小池 秀明

指 定 番 号 1123

商号又は名称 株式会社高根設備

営業所所在地 川崎市麻生区王禅寺西5丁目18番1号

代表者氏名 高根 克巳

指 定 番 号 1124

商号又は名称 株式会社KEIHIN

営業所所在地 川崎市川崎区渡田3丁目17番7号

代表者氏名 飯島 博貴

**川崎市上下水道局告示第25号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和2年5月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1720号  
氏名又は名称 ユニテック  
住 所 川崎市多摩区宿河原2丁目8番4号  
グレースシア・ケイ 101  
代表者氏名 小嶋 順  
指定年月日 令和2年6月1日  
有効期限 令和7年5月31日
- 2 指 定 番 号 第1721号  
氏名又は名称 株式会社聡和工業  
住 所 東京都大田区東雪谷2丁目15番6号  
代表者氏名 藤崎 聡  
指定年月日 令和2年6月1日  
有効期限 令和7年5月31日
- 3 指 定 番 号 第1722号  
氏名又は名称 有限会社ケンボス  
住 所 神奈川県茅ヶ崎市高田4丁目13番8号  
代表者氏名 新野 節子  
指定年月日 令和2年6月1日  
有効期限 令和7年5月31日

**川崎市上下水道局告示第26号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和2年5月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第338号  
氏名又は名称 株式会社日野興業  
代表者氏名 米陀 敏  
住 所 (新) 横浜市港南区日野中央1丁目  
16番5号  
(旧) 横浜市港南区日野7丁目1番  
22号

変更年月日 令和2年5月7日

- 2 指 定 番 号 第395号  
氏名又は名称 有限会社菊嶋工業所  
代表者氏名 (新) 菊嶋 隆夫  
(旧) 菊嶋 徹一  
住 所 東京都渋谷区本町6丁目16番4号  
変更年月日 平成14年8月8日
- 3 指 定 番 号 第415号  
氏名又は名称 三輝工業  
住 所 (新) 川崎市宮前区西野川2丁目23  
番16号  
(旧) 川崎市宮前区野川1076番地  
代表者氏名 村上 芳明  
変更年月日 令和元年10月15日
- 4 指 定 番 号 第419号  
氏名又は名称 有限会社高津住設  
代表者氏名 (新) 山下 光昭  
(旧) 山下 健司  
住 所 川崎市宮前区平2丁目20番12号  
変更年月日 平成17年4月1日
- 5 指 定 番 号 第1375号  
氏名又は名称 株式会社リビングプラス  
住 所 (新) 横浜市都筑区仲町台1丁目34  
番3号サニーウイステリア  
202  
(旧) 横浜市都筑区高山9番7号  
代表者氏名 (新) 石津 壮二  
(旧) 遠藤 暢一  
変更年月日 (住所) 令和2年5月1日  
(代表者氏名) 令和2年5月1日
- 6 指 定 番 号 第1594号  
氏名又は名称 日本技術工業株式会社  
住 所 (新) 横浜市旭区鶴ヶ峰本町2丁目  
1番3号  
(旧) 横浜市旭区白根6丁目27番12号  
代表者氏名 渡邊 雄二  
変更年月日 令和元年12月12日

**川崎市上下水道局告示第27号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の休止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の休止を行いましたので告示します。

令和2年5月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定番号 第1179号

氏名又は名称 有限会社昭和設備

住 所 横浜市神奈川区神之木台16番8号

代表者氏名 金村 秀昭

休止年月日 令和2年4月30日

上 下 水 道 局 公 告

## 川崎市上下水道局公告第34号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	末長4丁目350mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区末長4-13-19先 至：中原区上新城1-9-5先 ほか3件
	履 行 期 限	契約の日から205日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年6月15日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市上下水道局公告第35号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和2年度江川せせらぎ水路清掃委託
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能であること。</p> <p>(8) 管きよ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。</p> <p>なお、双方は兼任できるものとします。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年6月9日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。</p>	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	浸水被害軽減対策基本計画策定支援業務委託その5
	履 行 場 所	川崎市中原区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p>	

参加資格	(4) 国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、「下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案)平成18年3月 国土交通省」又は「下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル(案)平成28年4月 国土交通省」に基づいて、浸水シミュレーションを活用した「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定する業務の元請としての履行完了実績を有すること。 (5) 技術士(上下水道部門または総合技術監理部門)の選択科目「下水道」に登録した者を本業務の業務責任者、照査技術者として配置できること。 なお、業務責任者と照査技術者は兼任できません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和2年6月11日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	浸水被害軽減対策基本計画策定支援業務委託その6
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内ほか
	履行期限	契約の日から令和3年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されていること。 (4) 国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、「下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案)平成18年3月 国土交通省」又は「下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル(案)平成28年4月 国土交通省」に基づいて、浸水シミュレーションを活用した「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定する業務の元請としての履行完了実績を有すること。 (5) 技術士(上下水道部門または総合技術監理部門)の選択科目「下水道」に登録した者を本業務の業務責任者、照査技術者として配置できること。 なお、業務責任者と照査技術者は兼任できません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年6月11日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## 川崎市上下水道局公告第36号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度上下水道局表示登記等に関する業務委託(単価契約)
	履行場所	本市が指定した場所(市外(神奈川県、東京都)を含む)
	履行期限	契約の日から令和3年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「その他」に登録されている者。 (4) 土地家屋調査士法に規定する土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年6月16日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## 川崎市上下水道局公告第37号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	野川200mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自:宮前区野川3142-14先 至:宮前区野川3142-2先 ほか5件
	履行期限	契約の日から160日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。	

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年6月22日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 病院局規程

### 川崎市病院局規程第9号

川崎市立病院の管理等に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年5月28日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

川崎市立病院の管理等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市立病院の管理等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「消化器内科」を「消化器内科 血液内科」に改める。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

## 病院局公告

### 川崎市病院局公告第20号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

#### 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交

付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院非常用発電設備燃料移送ポンプ等改修設計業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から令和3年3月19日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「設備設計」 種目「電気設備設計」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年5月25日から令和2年6月2日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年6月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	多摩病院非常用発電設備燃料移送ポンプ等改修設計業務委託
	履行場所	川崎市多摩区宿河原1-30-37(川崎市立多摩病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年3月19日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「設備設計」 種目「電気設備設計」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年5月25日から令和2年6月2日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年6月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

## 川崎市民オンブズマン告示

### 川崎市民オンブズマン告示第1号

川崎市民オンブズマン条例第22条の規定により、川崎市民オンブズマンの運営状況を公表します。

令和2年5月22日

川崎市民オンブズマン  
富田善範  
清野幾久子

(内容省略)

## 川崎市人権オンブズパーソン告示

### 川崎市人権オンブズパーソン告示第1号

川崎市人権オンブズパーソン条例第26条の規定により、川崎市人権オンブズパーソンの運営状況を公表します。

令和2年5月22日

川崎市人権オンブズパーソン  
池宗佳名子  
大崎克之

(内容省略)

## 教育委員会告示

### 川崎市教育委員会告示第10号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和2年5月19日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満

- 日時 令和2年5月26日(火) 14時00分から
- 場所 川崎区役所 7階 第1・2会議室
- 議事
  - 議案第4号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について
  - 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について
  - 議案第6号 新しい宮前市民館・図書館基本計画(案)について
- 請願審議
  - 請願第1号 臨時休業期間中の家庭学習の内容を学習評価に反映させる問題と学校再開後の教育課程の編成問題に関わる請願について
- その他報告等

---

**監 査 公 表**

---

2 川監公第8号

令和2年5月29日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和2年3月31日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

(別紙)

2 川監第148号  
令和2年5月29日

坂巻 良一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について (通知)

令和2年3月31日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

**監査の結果**

**第1 請求の受付**

**1 請求の内容**

本件措置請求は、別紙1、別紙2及び別紙3(事実証明書は添付省略)のとおり、市が令和元年度に少額随意契約の軽易工事として実施した川崎市多摩老人福祉センター(以下「多摩老人福祉センター」という。)における「トイレ全面改修工事(2・3階女子トイレ)(以下「A工事」という。)」及び「トイレ全面改修工事(1階男女・2階多目的男子・3階多目的男子)(以下「B工事」といい、「A工事」と併せて「本件各工事」という。)」について、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があることから、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

**2 請求の受理**

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和2年3月31日付けでこれを受理し、監査対象局を健康福祉局とした。

**第2 監査の実施**

**1 請求人の陳述**

監査の実施に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第7項の規定に基づき、令和2年4月20日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づく健康福祉局の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

**2 関係職員の陳述**

法第242条第8項の規定に基づき、令和2年4月20日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方(添付省略)の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙5のとおりである。

**3 監査対象事項**

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件各工事を軽易工事として随意契約により執行したことが、違法又は不当といえるかを監査対象事項とした。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

##### (1) 軽易工事の定義について

軽易工事とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、川崎市軽易工事取扱規程(昭和49年訓令第8号)第2条において「予算科目が工事請負又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のもを除く。)以下の工事(設計図書(工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答をいう。)の作成を要する工事を除く。)(予算科目が需用費に該当する工事にあっては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。)をいう。」と規定されている。

##### (2) 本件各工事について

###### ア 本件各工事の実施に至る経過

多摩老人福祉センターには、指定管理者制度が導入されており、平成18年度から指定管理者による管理運営がなされている。多摩老人福祉センターを所管する健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課(以下「高齢者在宅サービス課」という。)では、翌年度の予算編成に向けて、おおむね5月から6月にかけて同課が所管する施設の指定管理者に対して必要な工事の照会を行っているが、本件工事に関する要望はなかった。しかし、平成30年11月に指定管理者から、多摩老人福祉センター内のトイレの不具合の報告及び修繕の要望が口頭であった。同月13日に高齢者在宅サービス課職員(以下「職員」という。)が現地を確認した上で、指定管理者に、仕様書作成の参考とするため下見積書の徴取を指示するとともに、工事の必要性について高齢者在宅サービス課において検討した。その結果、利用状況等を踏まえ、A工事の対象箇所の優先度が高いことを認め、平成30年度中に工事を行う方針を決定した。

平成31年2月上旬に指定管理者から下見積書が提出され、これに基づき仕様書を作成し、後述の理由により、下見積書提出業者を含めない3者に対し同年3月5日に見積依頼を行った。このうち2者からは見積書の提出があったが、残りの者については31年3月11日に見積書提出を辞退する申し出があり、これを受け、同日に他の1者に見積書提出を依頼し、同日提出があった。

この間、見積書を依頼した各社から平成30年度中の工事完了は難しいという意見があったため、高齢者在宅サービス課において改めて工事の実施について検討し

た結果、翌年度(平成31年度)に実施する方針を決定した。提出された見積書の有効期限を確認の上、当該見積書により見積合わせを実施し、見積額から軽易工事での実施が可能であったため、平成31年4月1日付けで契約し、A工事を行ったとしている。

A工事を受注したのは株式会社玉川設備(以下「X社」という。)で、契約金額は2,384,640円(消費税及び地方消費税込み)であった。

B工事の対象箇所については、職員が現地を確認した平成30年11月時点では早期の実施は不要と判断されていたが、指定管理者の要望を受け、X社が4月中旬頃にB工事対象箇所を確認したところ、工事の必要があるのではないかと助言が高齢者在宅サービス課に対してなされた。職員が平成31年4月19日に現地を確認したところ、前年11月の現地確認時よりも状況が悪化しており、検討の上、B工事対象部分の工事を行う方針を決定した。

B工事の実施に当たり、仕様書作成の参考とするため1者から下見積書を徴取したところ、250万円を超える見積額となったが、過去の工事案件ではさらに2者から見積書を徴取した際に250万円を下回るケースもあったことから、下見積書を参考にして仕様書を作成し、平成31年4月26日にX社を含む3者へ見積依頼を行った。その結果、3者から見積書の提出があり、うち1者の見積額によれば軽易工事による執行が可能であったため、令和元年5月22日に予算執行向を起案、同23日決裁、同24日付けで契約し、B工事を行ったとしている。

B工事を受注したのはA工事と同じくX社で、契約金額は2,464,560円(消費税及び地方消費税込み)であった。

#### イ 本件各工事に係る事務手続き

##### (ア) 下見積書の取扱い

高齢者在宅サービス課が所管する施設については、指定管理者が業者から徴取した下見積書を参考にして職員が仕様書を作成している。

見積合わせに際し、下見積りを依頼した業者からは、現地確認のための人員派遣や設計積算、見積書の作成、書類の郵送などの手間から、提出済みの下見積書を見積合わせにおける見積書とするよう要望されることが多いことから、高齢者在宅サービス課においてこれを認める運用としている。

A工事において高齢者在宅サービス課では、指定管理者に下見積書の徴取を依頼し、下見積書を参考にして仕様書を作成した。しかし、この見積書を徴取した業者は、本市において当該工事を行うために必要な業種「空調・衛生」及び種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」の登録(以下「業種登録」という。))がなかったことから、A工事の見積合わせにおいては、改めて3者から見積書を徴取することとした。この際、指定管理者が徴取した下見積書は廃棄したため、

慮すれば、設備全体の経年劣化への対応として、本来1件の工事として実施すべきものであった。実際に、高齢者在宅サービス課では、平成31年3月5日付け及び11日付けで3者見積りを取得する際、「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事」と題して見積書の提出を各社に依頼しているほか、本件各工事をA工事とB工事に分けた理由も定かたではない。また、いずれの工事の3者見積りも250万円超であったのに軽提出しているのはX社しかなく、B工事では、下見積書が250万円超であったのに軽易工事を行うため3者見積りにまで進んでいることや、指定管理者の要請を受けたX社の助言によってB工事が始まったという経緯も不自然といわざるを得ない。これらの経緯からみても、本件各工事をA工事とB工事に分けたことは、適切とは認め難い。

しかしながら、市に損失が生じているというためには、高い蓋然性が認められるだけでは十分ではなく、具体的な損害額が客観的な証拠に基づいて認められなければならない。

この点において、本件各工事をA工事とB工事に分けたことによつて、市に具体的な損害が生じたことを認めるに足りる証拠はなく、請求人の主張はただちに採用できない。なお、本件監査請求を検討するにあたり、次の事実が見受けられたので付言しておく。

A工事において、指定管理者が徴取した下見積書を高齢者在宅サービス課において仕様書作成後に廃棄したとして、この取扱いは指定管理者が徴取した下見積書は公文書とはいえないものの仕様書の作成過程が不明になることから疑問が残る。また、B工事において、下見積書を見積合わせにおける見積書として認容していたことは、業者選定における透明性、公平性の観点から不適切である。

さらに、見積書及び軽易工事完成届の日付について、高齢者在宅サービス課においては、職員が受領日を記入する運用としていたとするが、見積書及び軽易工事完成届は、作成者が提出日付を記入し提出すべきものであり、日付が空欄で提出された書類に職員が日付を記入する運用は、これらの書類の正当性について疑いを招くものであり、極めて不適切である。

**(3) 結論**

以上のとおり、本件各工事について具体的な損害が生じたと認められないから、請求人の主張には理由がない。

よつて、本件措置請求はこれを棄却する。

保存している文書はないとしている。  
B工事において下見積書を徴取した業者は、業種等登録があったことから、下見積書を見積合わせにおける見積書として採用している。このため、下見積書として保存している文書はないとしている。

**(イ) 見積書等の日付**

高齢者在宅サービス課では、見積業者から、日付の記載がない見積書の提出を受けることがあり、期限内に提出された場合は有効と判断し、同課に到達した日付を職員が記載する運用としている。

また、軽易工事完成届については、工事の完了を職員が確認した日をもつて届出日とし、検査日についても、検査員が検査確認を行った日付を職員が確認した上で、当該職員が記載する運用としている。

本件工事においても、見積書等の日付はこの運用に基づき、職員が行っていた。

**2 監査委員の判断**

**(1) 地方公共団体における契約について**

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもつて第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の第2項各号に該当する場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法である。同項第1号では、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額を定めており、軽易工事はこれに該当するものであるが、本号を適用するために、故意に契約を細分化するような行為は許されなぬものとされている。

**(2) 本件各工事の違法性・不当性について**

請求人は、本件各工事の施工場所、工事の種類が同一であること等を理由に、1件の工事を2件に分割して発注・契約した違法性がある旨を主張していることから、本件各工事が分割発注によるものといえるか否かにつき、以下検討する。

前記事実関係のとおり、高齢者在宅サービス課によれば、当初、指定管理者からトイレルの不具合の報告と修繕の要望があり、現地確認の結果、優先度が高いと判断したA工事を実施したこととしたが、同工事施工中に、指定管理者の要望を受けてX社がB工事を対象箇所を確認したところ、A工事同様、工事の必要があるのではないかと報告を受けたため、再度、現地確認を行った結果、前述の現地確認時よりも状況が悪化しており、工事の必要性が生じたことが分かったため、B工事を実施したとしている。

本件各工事については、施工場所、工事の種類が同一であり、施設の築年数等を考

別紙1

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 様  
 2020年(令和2年)3月31日  
 住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3  
 職業 (略)  
 氏名 坂 巻 良 一

1 請求の要旨

(1) 監査対象

甲第1号証及び甲第2号証に示す健康福祉局長寿社会高齢者在宅サービス課が地方自治法に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続を適用せず、随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)を適用し、発注・契約した2件の工事契約を監査対象とします。

(2) 分別発注に係る違法性

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「軽易工事取扱規程」を制定しております。  
 軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の工事をいう。」と定められており、1件の工事が250万円を超える場合は、一般競争入札もしくは指名競争入札に寄らなければなりません。  
 軽易工事取扱規程の運用については、契約課が算定した契約事務の手引きにおいて「1件の工事を数件に分けて発注することはできません。」と分別発注禁止を明確に記載しております。

甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事(2・3階女子トイレ)」及び「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事(1階男子・2階多目的男子・3階多目的男子)」という工事で発注・契約がなされており、1件で発注が可能ないし、250万円以下の工事2件に分別発注し、契約した違法性がありません。

(3) 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらず、1件250万円以下の少額随意契約として2件の工事に分別発注し、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であり、一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。  
 また、損害額の認定においては、別途提出いたします再政局契約課が作成した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと息料いたします。

2 請求の理由

甲第1号証及び甲第2号証については、請求者が健康福祉局長寿社会高齢者在宅サービス課に対し、甲第3号証により3月2日付けで開示請求し、3月16日付けにて甲第4号証により開示されたものであります。

なお、甲第1号証の工事が、4月1日契約であったことから、3月31日までに監査請求を提起する必要のあることから、3月16日付けにて甲第4号証により開示されたものを証拠として提出いたします。

ただし、明確に開示対象文書を「工事を必要とすることになった原因の文書(現場からの工事依頼文書)、仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の概収依頼文及び概収した見積書、当該工事に係る予算執行向を始めとする工事写真までの一連の契約関係図書第一式」と工事を発注した担当課の職員であれば、どれどれ書類か一目瞭然であるにも関わらず、開示請求した文書の一

部を意図的に隠ぺいし、開示が必要な文書を意図的に不開示とされたことから、改めて、甲第5号証により開示請求をいたしました。

このことから、甲第1号証及び甲第2号証については、完全な形で開示され次第、請求の理由の詳細については、補充書にて提出いたします。

したがって、現時点における請求の理由としては、工事契約の妻題が、「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事(2・3階女子トイレ)」及び「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事(1階男子・2階多目的男子・3階多目的男子)」という工事で発注・契約がなされたことから、分別発注という違法性は十分推定できるものであります。

なお、情報公開請求において、情報公開条例で認められていない不開示による必要な証拠が満足していない状況を踏まえれば、請求の理由が詳細にわたっていない場合でも、監査委員において、住民監査請求を受け付けないということがあってはなりません。

仮に、そうなる場合には、住民監査請求を受ける側が、意図的に情報公開請求の開示の延期や情報公開条例で認められていない不開示を行うことにより、地方自治法で認められた住民監査請求が、骨抜きとなってしまうと見えます。

したがって、監査委員におかれましては、甲第1号証及び甲第2号証についての情報公開請求については、住民監査請求における60日期間があることから、すみやかに開示するよう健康福祉局長寿社会高齢者在宅サービス課に働きかけていただければと思います。

添付資料

- 【甲第1号証】・・・「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事(2・3階女子トイレ)」
- 【甲第2号証】・・・「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事(1階男子・2階多目的男子・3階多目的男子)」
- 【甲第3号証】・・・「公文書開示請求書」3月2日付け
- 【甲第4号証】・・・「開示請求承諾通知書(部分開示)」3月16日付け
- 【甲第5号証】・・・「公文書開示請求書」3月26日付け

別紙2

川崎市職員借置請求書(補充書)

川崎市監査委員 様
2020年(令和2年)4月14日
住所 川崎市宮前区玉五所塚1丁目21番3
氏名 坂巻 員一

1 措置請求に係る補充
公文書が適正に開示されなかったことから、3月31日付けの川崎市職員借置請求書につきましては、詳細な職員借置請求が述べられなかったものでありますが、未だに、完全な開示(設計費算のための下見積書が未だ未開示)ではないものの、一定の開示がありましたので、次のとおり補充いたします。

- (1) 甲第6号証及び甲第7号証について
一定の開示がありましたので、甲第1号証及び甲第2号証を補充する本某の工事の詳細が分かる証親として、改めて、甲第6号証及び甲第7号証を提出いたします。
その甲第6号証及び甲第7号証を整理し、分割発注の状況が分かり易い一覧表として、甲第8号証を提出いたします。
(2) 甲第8号証について
①工事所在地は、「多摩老人福祉センター」であり、本件2件の工事は同一所在地です。
②工事の種類は、トイレの全面改修としており、本件2件の工事は、全面改修のうちの甲第6号証「2階・3階女子トイレ」で、甲第7号証が「1階男女・2階多目的男子・3階多目的男子」と多摩老人福祉センターにあるいくつかのトイレを250万円以下の工事費に2分割した工事で、同一の種類です。
③したがって、施工場所及び工事種類・内容が、同一であったことが分かります。
(3) 軽易工事チェックリストについて
過去に分割発注があったことから、平成31年4月1日から「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」が改正されたことに伴い、「軽易工事チェックリスト」が導入されました。
甲第6号証においては、13ページ目にあります。
甲第7号証においては、17ページ目にあります。
その「1 軽易工事の執行について」の2段目の注意事項に「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同じである工事等について、本来1件で発注すべき案件や250万円を超え案件を複数に分けて発注することにはできません」と明確に記載されています。
そのチェックリストを添付したにも関わらず、本件分割発注が行われてしまいました。チェックしたのは、伊佐係長と一戸職員であります。
(4) 施工時期について
本件の甲第6号証及び甲第7号証の工事は、4月1日～7月30日及び5月24日～8月30日の工期となっております。
この工期から致しますと、5月24日～7月30日の間が、2件の工期が重なっている期間であります。
したがって、施工時期を理由とする分割発注としては、重複期間があることからしても、ほぼ同時期の工事であり、分割の理由は存在しないものであります。
ただ、契約日が違うことから、健康福祉局は、分割ではないと主張するかもしれませんが、しかしながら、過去の事例として、6ヶ月にわたる約1700万円余の工事を契約日では4分割、個別契約では7分割した事例があり、課長級の職員が文書注意を受けたとの新聞報道がありますので、甲第9号証及び甲第10号証として提出いたします。
したがって、工事の時期を少しずらし、分割発注ではないとするのであれば、甲第9号証及び甲第10号証と比較して、甲第6号証及び甲第7号証の工事が分割発注ではないとする合理的な理由を明らかにしてはなりません。
原則として、分割発注しなければならぬ理由を明示し、少額借置契約の分割発注を禁止している全国の地方公共団体を網羅させる合理的な理由でなければなりません。
1日ずらせばいいのか、1ヶ月ずらせばいいのか、半年ずらせばいいのか、1年ずらせばいいのか、明確かつ合理的な根拠を示す必要があります。

地方自治法に定める「最小経費・最大効果」の大原則にも耐えうる根拠でなければなりません。

2 損害の補填について
川崎市が被った損害の補填については、甲第6号証及び甲第7号証の工事は、前記のとおり、分割発注したもので、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注し、契約を締結しなければならぬものを、1件250万円以下の少額随意契約として、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。
したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

3 見積り合わせと契約システムについて
過去の住民監査請求において、3業者による見積り合わせを行っているから、適正な競争は保たれており、損害は発生していないとする主張もありました。

そうであれば、多額の税金を投入して、契約システムを構築し、電子システムにより一般競争入札及び指名競争入札を行うことが、無駄な支出となり、契約システム自身が住民監査請求の対象となり得るものであります。

つまり、今後は、川崎市の行う入札は、10万円でも、100万円でも、1千万円でも、1億円で、1千億円でも、すべて3業者による見積り合わせ契約を行えば済むもので、契約システムの維持管理費及び更新費は、ムダとなります。

4 平均落札率について
また、損害額の認定においては、契約課が算出した平均落札率一覧表を甲第17号証として提出いたします。

財政局契約課が作成した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

5 前記平均落札率とは別の損害額について
なお、甲第8号証の下の枠に「(株)玉川設備の見積額の比較」がありますが、それらの金額について、健康福祉局からの合理的な説明がない場合は、それらの項目の金額についても、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

6 見積書及び完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについて
見積書の日付け筆跡が同一であることについては、過去の住民監査請求でも指摘してきたところであり、健康福祉局からの合理的な説明がない場合は、それらの項目の金額についても、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

そこで、今回の筆跡について、職員が記載したとの主張を行う可能性がありますが、その場合は、公文書偽造等の罪を自白したのと同じとして、刑事訴訟法の規定に従い、告発すべきであります。次に、完成届及び検査書の日付け筆跡が同一であることについては、健康福祉局が記載したものであり、健康福祉局は、市の検査員が記載したものであります。

本件2件の完成届及び検査書の日付けが同一筆跡と思われるますが、この日付けの記載は、一体、誰が記載したのか。記載権限の無いものが記載した場合は、法令に基づいた必要な措置を講ずるべきであります。関連規定として、甲第11号証、甲第12号証、甲第13号証及び甲第14号証を提出いたします。

7 更なる補充書を提出する予定
本件に係る公文書開示請求を過去2回請求したものの、未だに隠いされ、開示されない文書がありますので、甲第15号証を提出いたします。

甲第15号証の内容は、「仕様書作成及び設計見積のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書」であります。

- 【甲第11号証】・・・甲第6号証における見積書の同一筆跡の拡大コピー
- 【甲第12号証】・・・甲第7号証における見積書の同一筆跡の拡大コピー
- 【甲第13号証】・・・刑事訴訟法第239条
- 【甲第14号証】・・・刑法第155条から第158条
- 【甲第15号証】・・・4月11日付け「下見積書の徴収に係る公文書開示請求」
- 【甲第16号証】・・・4月2日付け「予算要求・予算内示に係る公文書開示請求」
- 【甲第17号証】・・・契約課が算出した平均落札率一覧表

改めて、開示請求したものが、4月11日付けの甲第15号証でありますが、これは、今後の争訟を踏まえての開示請求でありまして、本来は、既に、3月2日に開示請求しているものでありまして、当然ながら、健康福祉局は、甲第15号証によらずとも、開示しなければならぬ業務があります。健康福祉局の感へいによる文書未開示であることを今後の争訟を踏まえまして、あえて、主張いたします。

そして、監査委員さんにおきましては、本件調査の過程におきましては、陳述の期限までに感へいし続ける可能性がありますが、請求者に開示されない場合は、甲第15号証の「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書（下見積書）」の徴収依頼文及び徴収した見積書を健康福祉局から取り寄せ、調査されますようお願いいたします。

なお、新たな証拠の提出期限は、陳述の日であります4月20日までとされておりますが、その日以降に甲第15号証が開示されました場合は、請求者は、今後の争訟に備えまして、受理されない可能性はありますが、あえて、甲第15号証に係る補充書を提出いたします。

そして、なぜ、公文書開示請求を行ったかといえます。見積り依頼した仕様書は、かなり詳細にわたっており、所管課であります高齢者在宅サービス課には、事務職員のみであり、設計積算ができる技術職員は在籍していないことから「下見積り」を徴収した可能性が高いからであります。

また、甲第16号証として、甲第6号証及び甲第7号証の工事に係る予算要求及び内示の関係資料一式を開示請求いたしましたので、当該公文書が開示され次第、開示された日によりまして、20日までに更なる補充書を提出する予定であります。

8 まちづくり局機械設備担当の決裁について  
 予算執行向には、まちづくり局機械設備担当の真鍋課長補佐及び大石担当課長も決裁しておりますが、その決裁は、どのような内容を決裁し、その決裁責任はどのような責任があるのか、明らかにしたい。

9 まとめ  
 本件の分割発注事案は、非常に分かり易い分割発注事案であります。  
 本件工事は、軽易工事規程が改正された以降の工事であり、その改正の一つに、チェックリストを新たに追加したことから、決裁権者であります課長さんは、当然、チェックすることにより、分割発注を未然に防ぐことができただけであります。

しかしながら、チェックリストは有効に作用せず、甲第9号証による10年前の全庁的な軽易工事の不適切契約事件が発生し、「制度の見直し」を明言したものの、何ら見直しを行わなかった事実があることからして、今回の軽易工事規程の改正も、課長職を含め、職員には浸透しない恐れが今回の分割発注により現実化したものと考えます。

なぜ、分割発注が是正されないのか。  
 分割発注を行わず、本来の契約課発注とすれば、各所管課は自らの業務が減少するにも関わらず、あえて自らの業務量が増える分割発注を行っています。

いわゆるお役所仕事の中には、自らのメリットの無い仕事は避ける傾向があります。  
 その点からすると、本来であれば、川崎市の規定上、契約課が行わなければならない業務であるにも関わらず、あえて、高齢者在宅サービス課が自らの業務量を増やすことを行っているものであります。

そこには、分割発注を行う高齢者在宅サービス課には、業務を増やしてまでも、何らかのメリットがあるのでしょうかと考えられます。

添付資料

- 【甲第6号証】・・・「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事（2・3階女子トイレ）」の決裁文書一式
- 【甲第7号証】・・・「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事（1階男女・2階多目的男子・3階多目的男子）」の決裁文書一式
- 【甲第8号証】・・・「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事 比較一覧表」
- 【甲第9号証】・・・平成21年5月28日付け東京新聞「軽易工事の全庁的不適切契約報道新聞」
- 【甲第10号証】・・・平成21年5月28日付け報道新聞された不適切分割発注事例

別紙3

川崎市職員措置請求書(補充書その2)

2020年(令和2年)4月20日
住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
氏名 坂巻 良一

川崎市監査委員 様

1. 公文書不開示に伴う補充書その2

(1) 開示請求拒否通知について

開示請求拒否通知書を甲第18号証として提出いたしました。

甲第18号証は、甲第16号証の公文書不開示請求に対する拒否通知です。

その拒否通知の理由は、「予算要求時に想定していません」としています。

まず、4月2日付けで請求したのについて、4月16日付けで拒否通知があったものであります。また、甲第18号証は、甲第16号証の公文書不開示請求に対する拒否通知です。

また、甲第18号証は、甲第16号証の公文書不開示請求に対する拒否通知です。その拒否通知の理由は、「予算要求時に想定していません」としています。

隠ぺいされ、開示されない文書があります。それは、甲第15号証で開示請求いたしました「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の概収収細文及び概収収した見積書」であります。

また、第1回目の開示で開示請求の内容を満足していない内容を開示した理由を示してほしいと要求したにも関わらず、明らかにされていません。

さらに、前掲の(1)に記載した開示請求拒否通知であります。何から何まで、何のために隠ぺいしているのでしょうか、それとも、最初、本件工事を分割発注した「ボタンの掛け違い」に始まったものと思われ

ます。最初に、不適切な契約を行ったことから、適正な契約であれば何も隠ぺいする必要が無い文書を、次々と隠ぺいせざるを得なくなると考えざるを得ません。

(4) チェックシートについて
100歩踏つて、予算要求時に想定していませんかつた工事だとしても、監易工事チェックシートには、次のようなチェック項目があります。

「特に、緊急であるから」という理由等で、手続が簡便な監易工事で執行するために250万円を超える工事を分割して発注することがないようにしてください。」

何のためにもなく、このチェックシートに押印したのでしょうか、

「全面改修」とする意味について
本件甲第6号証及び甲第7号証の表題は「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事」となっており、この時点で、全面改修工事は、1件工事となっているものであります。

それを「2階・3階女子トイレ」と「1階男子・2階多目的男子・3階多目的男子」に分割したもので、その分割の基準は、1契約金額の上限を250万円以下に2分割し、監易工事で執行したものであります。

そのように、250万円という基準で分割しなければ、説明ができません。一般的には、トイレは日常会話において必要不可欠な施設であり、男女別に設置されているものでありますので、仮に、分割する場合は、「男性と女性、1階と2階と3階」そのような設置条件において、利用者の利便性を考慮して、工事を分割するのが、利用者目線に基づく分割であり。

甲第6号証の「2階・3階女子トイレ」の工事の場合、工事中は、2階・3階の女性の利用者は、1階のトイレに行かなくてはならず、甲第7号証の「1階男女・2階多目的男子・3階多目的男子」の工事の工事中は、男性が利用できるトイレはなくなってしまう。

したがって、250万円を基準にした分割であることが、甲第6号証及び甲第7号証の分割方法から分かるのであります。

(6) 2分割の合理的な理由について
前記(5)に反論するのであれば、2分割の合理的な理由、つまり「2階・3階女子トイレ」と「1階男女・2階多目的男子・3階多目的男子」とに分割した合理的な理由を明らかにすべきであります。

全面改修とした時点で、本件の2件の工事は、本来、1件工事で発注・契約しなければならぬものであり、かつ、チェックシートに記載されている同棟工事の分割禁止及び緊急性を理由として分割禁止のチェック項目からも明確に分割禁止工事であり、さらに、ことごとく開示請求を拒否していることは公文書上で分割が判明することを避けていることであり、そして、2分割の合理的な理由を説明できない場合は、分割方法面からも、不適切な分割工事であったことが分かるのであります。

添付資料

- 【甲第18号証】・・・開示請求拒否通知書
【甲第19号証】・・・公文書不開示請求書
【甲第20号証】・・・公文書不開示請求書
【甲第21号証】・・・平成31年度の予算書

また、甲第18号証は、甲第16号証の公文書不開示請求に対する拒否通知です。その拒否通知の理由は、「予算要求時に想定していません」としています。

別紙 4

請求人の陳述録

それでは今回の住民監査請求について陳述をさせていただきます。この内容を分かりやすくするために、私のほうの説明は、証拠に基づいて御説明をさせていただきます。そのほうが分かりやすいかと思っております。そのほうが時間も早く済みまして、証拠に基づいて説明をさせていただきます。

お手元にあります。基本的に第6号証、そして第7号証、これが今回の件の契約案件の予算執行何でございまして、この表題を見ていただければもう一目瞭然なんですけれども、予算執行何回議書の件名るところに多摩老人福祉センタートイレ全面改修、次に括弧があるんですけども、第6号証、第7号証とともに多摩老人福祉センタートイレ全面改修という表題になっておられます。その次の括弧書きのところ、じゃ、どこのトイレの工事だというのがそこに書いてあるわけですね。ですので、このトイレの改修の2件の軽易工事については、この表題からすると、もともと本来1件で発注すべき内容、それはなんでしょうか、もう当初からこれが全面改修工事であるという表題で発注されているわけですね。それであれば、全面改修という表題をつけずに、多摩老人福祉センター1階のトイレとか、2階のトイレとか、そういう個別の名称がつかってもおかしくないかと思っております。しかしながら、もう大前提として全面改修工事。1階、2階、3階、全てのトイレの全面改修、これを2つに分けていくということがあります。

それで、第6号証、第7号証の十何ページかに、今回、軽易工事補償が平成31年4月1日から改正をされて、導入されましたチェックシートというのをお手元にご覧いただけます。それを拡大したものを事前にもちよとお配りしてございます。そこを見ていただければ分かるんですけども、今回から、分割発注を防止するために、事前のチェックシートをチェックスをして、分割発注をしないようにというところが、今回の軽易工事の改正に伴って導入されたものでございます。そこに丸く印がついてありまして、その内容も、その内容をちゃんと読ませていただきます。注意事項として「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事について、本来1件で発注すべき案件や250万円を超える案件を複数に分けて発注することではできません」。続いて、「特に、緊急であるからという理由等で、手続が簡便な軽易工事で執行するために250万円を超える案件を分割して発注することがないよう」にしていただきます。こういう注意事項がチェックシートの中に入っているわけですね。それぞれ確認欄に担当者か判子を押して、全体として担当者、係長、課長、課長以上の欄で確認の印を押す、こういうシステムが31年4月1日から導入をされた。

そういう状況の中で、まさにこの多摩老人福祉センター、工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、またはほぼ同様である工事ですね。多摩老人福祉センターという建物の中にあるトイレの改修工事。1階、2階、3階にあるトイレを全て改修するという工事の執行でありまして、それをなぜか2階、3階の女子、それから1階の男女、2階の多目的男子、3階多目的男子という、こういうふうな2つに分けておられます。

それで、補充書その2の最後のほうにも書かせてもらいましたが、額面とおりの工事をやった場合に、第6号証の2階、3階の女子トイレ、この工事もしも同時に着手した場合はという前提でお話させていただきますけれども、こうした場合は、2階、3階の女性の方は1階まで下りていかないとトイレを使えません。また、甲第7号証の1階男女、2階多目的男子、3階多目的男子、これを一斉に仮に工事をやった場合には、男性は使うトイレがなくなってしまうという事ですね。これは、健康福祉局は、いや、当然ながら工事を実施する場合は他のトイレが利用できるように、ちゃんとスケジューリングしてやりまわすことだと思っております。当初からこのように男性、女性ともに利用のしにくいような分割の方法にしたのはなぜかというのが、結局、何が基準だったかというところ、やっぱり250万円ですね。業者からの事前の見積もりを得て、多摩老人福祉センター全体のトイレを直すのに、1件で一般競争もしくは指名競争で発注するのではなく、軽易工事で分割して発注するとなると、何を基準として2つに分割するかという、250万円という金額を基準としてこれを分けたということ、ちょっとこのようなおおきな分割の仕方になってしまっているというのが1つあります。

それで、甲第8号証でですね。甲第8号証と7号証かどこのように分割されているかというのを一目瞭然分かるように整理した表であります。これを見ていただければお分かりのように、受注した玉川設備さん、238万、4,640円と246万、4,560円、250万を少しだけけるような金額で、それぞれ6号証、7号証の契約をしている。また、見積もりを合わせた2番目、3番目のそれぞれ業者さん、6号証については一本松工業さん、6号証の3番目の金額としては三田調温工業さん、そして7号証の三田調温工業さんと鹿島環境設備さん、全て250万を超える金額を出している。川崎市の軽易工事の

基準が、地方自治法の改正に伴って250万円に引き上げたのが平成19年ですね。このときから250万円にしましたので、一本松工業さん三田調温さん鹿島環境設備さん、川崎市の軽易工事で見積もりを出していただく場合、基準が250万である、250万を超える発注は受注は完全にできないというふうのもう十分知っておくわけですね。十分知っていたながら250万を超えている見積書を第2、第3位のそれぞれ業者さんが提出をしているということからすると、明らかにもう第2位、第3位の業者は受注する意思がなかったということですね。

それと、真ん中の枠のところを受注業者玉川設備さんと書いてあって、工期があつて、それと見積書の筆跡、以前も指摘させていただきましてだけれども、3通とも日付の筆跡が同じである。私が見た限りでは筆跡は同じ。それは、甲第11号証、12号証に少し拡大したものを提出させていただいておりまして、見ていただければお分かりになると思います。

それと、今の第8号証のところ、玉川設備の見積額の比較ということで、取替工事費と運搬及び交通費、諸経費、これの見積額がそれぞれ違つておられます。基本的に健康福祉局において仮に下見調査を取ったとして、その中身を検討して、健康福祉局のほうで予定価格を決めるわけでありまして、6号証、7号証ともこれだけ違つて見積金額になっている。これをどのように検討したのか、検討したのかということが問題としてあります。

それと、あと9号証ですね。第9号証で、これが約10年前に起きました。川崎市全体で不適切な軽易工事が行われているということ、当時の服務監督担当が全部調査をしたというところ、これは幾つか新聞報道されましたけれども、一部分がかなりやすい記事になってしまっている。京新聞だったのが、東京新聞の記事を載せました。全体で不適切処理760件ですね。これは、いろいろ確認したところ、自己申告。服務監督担当が全部の工事、5,000件以上になると思っていますけれども、それを全部1件1件チェックしたのではなく、各所管課に不適切な軽易工事の処理をした者は、あれば報告をしないという形で、そのような形で調査をしたみたいなんです。この結果、不適切処理が760件あった。

そこで、下から2段目のところに線を引いてありまして、中には、本来ならば入札対象の1,700万円から学校グラウンドの補修工事、不当に7つの契約に分割し、随意契約にしてしまった例もあった。という記載があります。これが次の甲第10号証ですね。甲第10号証で、これが衛生中学校仮設グラウンドあたりが広場運動場ネット補修工事とか、この仮設グラウンドについての工事、全体で1,700万円を超える契約金額のものを7件に分割をしていたと。

それで、分割の工事の契約金額のぐらいいつあつたかといえますと、1番目から7番目までの契約日を見てくださいまして、4月に始まりまして10月まで、約半年間に分けて分割をしております。ですの、こういう事例があつたということ、契約日が1か月ずれたから、2か月ずれたから分割ではありませぬ、公式な2つに分けて分けるということとはもうあり得ないわけですね。1件発注が可能なのは、それを2つに分けて分けるということ、もう分割であるということですね。こういうことが行われて、当時の課長級の方々30名が文書注意処分を受けているということなんです。

それと、もう1つ問題なのは、今回、平成31年4月1日付けで軽易工事補償が改正されたんですけども、実はこの第9号証のときの不適切処理760件について、その小さい見出しのほうで、市は「再度見直したい」と。こういうことを市は言っている。当時、この件が公になったときに言っていたんですけども、一切見直しはなかったんですけど、このときにさきさきと見直しをしていけば、本日このようにならなかつたかも知れませんが、実績として制度を見直したい。課長級の方々が30名も文書注意処分を受けたにもかかわらず、監査委員さんが過去何回か分割発注を指摘している事実もあるということから、昨年4月1日付けでやっつて軽易工事補償を見直しを行った。補償の改正を行った。規程を改正し、新たにチェックリストをつくったにもかかわらず、単に判子だけ押しつけてチェックしましたよと。だけれども、中身の伴わないチェックですというふうな状況で、これが繰り返されていけば、規程を幾ら変えたって、チェックリストをどのような形でつくろうと、川崎市の軽易工事補償の分割発注は、今後、10年間、20年間このまま変わらずに進んでいくのではないかと懸念されるものであります。

それと、11号証、12号証の関係で、それぞれこの日付の筆跡が同一であるということ、以前の指摘では、職員がこれを記入したと堂々とおっしゃつていたんですけど、この14号証に、お示しさせていただいた刑法の公文書偽造等、この刑法に抵触をするのではないかと、ということで、甲第13号証で刑事訴訟法の239条、告発をしなければならない。公務員は告発をしなければならないということ、今回も、今回も、もしも健康福祉局の職員が、いや、自分たちがこの日付を書きまじらしたということをももこのように言うたと言ったとすると、それは犯罪を自白したということでありまして、刑

らの健康福祉部の工事案件です。それから、もともと6号証、7号証も本来1件で執行するというつもりがあったのではないかとこのことですね。

それと、チェックリストと同様で契約を分割してはいけません。また、緊急であっても分割してはいけません。チェックリストと31年の4月からはチェックリストに記載をされている。こういうものも判断を押しつけてあるんですね、担当者も係長さんも課長さんも。なぜこのチェックリストが有効に作用しなかったのかということですね。

それと、過去の経緯から見ると、結局、このチェックリストが有効に作用しなかったということ、職員全体の問題、何かあるんじゃないかということですね。

それと、軽易工事とは自所属で契約をいたしますので、契約課契約ではないんですね。各所属が契約手続を行なわなければならない。自らの仕事を増やしているんですね。本来、規程上は250万を超えれば契約課契約で済むから、じゃ、契約課さん、お願いしますということでも済むのにもかかわらず、各自所属はあえて自分たちの仕事を増やすことをしているということですね。いわゆる公務員、お役所仕事というものは、自らの利益にならない、余計な負担になることはまずやしません、普通は、それをあえて、本来、規程上、別の所属がやるべき業務であるにもかかわらず、自らの業務を増やしてこういう契約事務を行っていているということ、何かのメリットがそこにある。

8号証でお示しさせていただいたとおり、明らかに2番札、3番札をつけるところは250万を超えている見解を出している。それと筆跡が同一であるということからすると、これは、まあ推測ですけども、談合が考えられる。この場合は業者談合ではなくて官製談合だろうということしか理由がつかないんですね。こういうふうな9件の分けで、チェックリストがあるにもかかわらず、4月1日契約で全面改修ということにもかかわらず、このような状況からすると、何らかの官製談合があって、所管課に何らかのメリットがあったというふうには、私が各証拠に基づいて考えられた結論としてはそこに行き着くのかなというふうな考えられるものであります。

私の陳述は以上です。ありがとうございます。

事訴訟法239条に基づいて、川崎市はその日付を記載した職員を告発をしなければなりません。

それと、15号証、16号証であり、これは15号証ですね。これは3回目の開示請求なんです。それと、一番最初に開示請求をしたものが、2回目出しても出てこない。やむを得ず、これは4月11日付けで15号証の開示請求をしたんですけども、なぜ開示請求をしないかという点、これは普通の所管課の場合は、確かに担当者が情報公開請求に精通してなくて、どこまでの文書を開示したらいいか分からなく漏れるということがままあります。普通、漏れれば、そのことを口頭で伝えれば、すぐその場で開示してくれ、この前あった事例では、予算執行の回覧書部分、これが漏れていました。行政情報課で私が内容をチェックしたら漏れていたもので、そうしたところ、行政情報課が担当して、目を放りして受領してなくて、すぐその場で提出してくれ、普通、こういうのが開示請求の一般的なことなんです。基本的に、もう全て開示請求していますので、本来は改めてこういう開示請求を出す必要はないんですけども、あまりにも今回の公文書開示請求に対する健康福祉局の対応が不適切なものですから、あえて私のほうは開示請求をいたしました。

それが如実に分かるのが第1号証、2号証ですね。これも、後で見たいだければ分かるんですけども、1号証、2号証、これが6号証、7号証になるんですけども、この内容では契約の内容で一切分かります。6号証、7号証、予算執行部から途中の契約の過程まで、それから最終の工事写真も含めて、当初開示請求をしていたわけですね。それにもかかわらず、1号証、2号証しか出てこなかったということ、私のほうの住民監査請求においても、本来、6号証、7号証が最初の1号証、2号証になるんですけども、ちよと皆様方に内容を見ていただくのが遅れてしまったというのが、健康福祉局の開示に対する非常に不誠実な対応の結果ということになります。

それで、17号証、これは競争もしくは随意契約の落札率の7月までの分がここに載っていますので、それと、18号証、これは競争もしくは随意契約の落札率の7月までの分がここに載っていますので、それと、18号証、予算要求時点の普通、全面改修であれば、もう当初から予算要求しているわけですね。普通は、しかも、4月1日契約で、4月1日改修であれば、当然ながら前年度に予算要求をして、すぐさま執行が必要ならば4月1日契約となるということであり、予算要求時の関係書類一式、予算内示の関係書類一式、これを開示請求をしたんですね。これは4月の2日にいたしました。

そうすると、その2週間後にこの開示請求拒否通知書というのが返ってきました。そこには、開示されなかったわけですね。その理由として「公文書開示請求書に記載されている2件の工事については、予算要求時に想定していた案件であるため、請求のあった文書は作成しておらず、文書不存在のため開示することができません」。これは補充書にもいろいろ細かく書きましたけれども、先ほどその2件の合計額が240万、230万、約500万弱ですね。500万円の契約のものを執行するのに、予算要求時に想定していた案件であるから文書を作成していません。これは普通あり得ないですね。こういう回答が来ましたが、19号証、20号証で改めて開示請求をいたしました。これも今までの状況からすると、流用の書類はつくっていませんという回答が来る可能性もあります。

そういうことも考えまして、甲第20号証、平成30年度及び31年度における高齢者在宅サービス課の全ての予算要求及び予算内示に係る図書類一式、これを開示請求をいたしました。この中には、何らかの多摩老人福祉センターのトイレの改修に関わる項目がどこかに入っているのではないかなと思われ。

それと、21号証、これが31年度の予算。6号証、7号証の工事を執行するときの予算ですね。この内訳のほう、次のページを見ていただきます。下の147ページのほうに緑が引いてあるんであります。これも、老人福祉施設整備費1億6,527万2,000円というのが31年度に予算当りされた金額である。これがあって年度末に500万という3%ですね。これが最終的に予算が余りました。入札差金か何かというのがあるんですけども、当初予定していた工事について執行したいというのがあるんですけども、1億6,500万の予算について、結局、当初予定していたのと同じこと、この1億6,500万の中に入っているということですね。全体の3%である500万円を4月1日に先食してしまっただけです。そうすると、この1億6,500万で予定した工事が、どこかで500万円分の工事ができなくなってしまうんじゃないかなということがあります。

今、証拠に基づいて御説明をさせていただきましたけれども、まず基本的に、全面改修という当初か

関係職員の職歴

令和2年3月31日付け川崎市職員配置請求書による措置請求及び令和2年4月14日付け川崎市職員配置請求書(補充書)以下(本件請求)といひます。)

1 本件請求に関する事実経過

(1) 所管施設の修繕工事について

高齢者在宅サービス課が所管する川崎市老人福祉センター及び川崎市老人福祉センターと地域交流センター(以下「老人福祉センター」といひます)の修繕については、翌年度予算の編成に向けて、お

工事完了はかななり厳しいとの意見をいただいたことから、高齢者在宅サービス課内で改めて工事の実施可否の検討を行い、提出された見積書の有効期限について問題がないことを各社に確認した上で翌年度(平成31年度)早期に実施することを決定、見積額から軽易工事での実施が可能であったため平成31年4月1日付けで契約し、A工事を執行しました。

(3) B工事業実施までの経過

上記(2)における高齢者在宅サービス課職員による現地確認の際、B工事の対象部分については早期の実施は不要と判断しましたが、指定管理者からの要望を受けてA工事の契約業者が4月中旬頃にB工事の対象部分を確認したところ、A工事の対象部分同様、工事の必要があるのではないかと、助言が当該業者から当該部分に対してあったため、平成31年4月19日に改めて高齢者在宅サービス課職員が現地確認をしました。この結果、上記(2)における現地確認時よりも悪臭がひどくなっていること、フラッシュバルブのレベルについても高齢者が操作するには困難なとのA工事の契約業者からの助言を踏まえ、高齢者在宅サービス課内で検討し、B工事の対象部分の工事を実施する方針を決定しました。

その後、1社から下見積もりを徴取したところ、250万円を超える見積額となりましたが、過去の工事案件ではさらに2社から見積書を徴取した際に250万円を下回るケースもあつたことから、平成31年4月26日付けで下見積もりを徴取した1社を含む3社に対して見積もり依頼をしました。その結果、見積額から軽易工事による執行が可能であったため、令和元年5月22日付けで予算執行向を起案し、決裁後、令和元年5月24日付けで契約を締結の上、B工事を執行しました。

(4) 下見積書について

健康福祉局においては総務部施設課に技術職員が在籍しているものの、局内全ての工事案件の仕業書を作成するのは難しいことから、高齢者在宅サービス課所管施設については指定管理者が工事業者から下見積書を取得して当該に提出し、当該下見積書に基づいて当該職員が仕様書を作成することとしています。

仕様書作成後、3社に対しての見積もり依頼には下見積もりを徴取した業者を含めることが一般的ですが、下見積もりを依頼した業者からは、現地確認のための人員派遣や設計費、見積書の作成及び書類の郵送などの手間から、提出済みの下見積書を見積もり依頼後の本見積もりとしてほしいと要望されることが多く、当該2件の工事のうちB工事についても同様でした。したがって、B工事については下見積書として保存している文書はありません。

なお、(1)で示したとおり、A工事については下見積書を徴取した業者が必要な業種及び種目登録がなく、高齢者在宅サービス課が仕様書を作成する際の参考にはしたものの下見積書としては無効と判断したため、既に廃棄済みとなっていることから、同様に下見積書として保存している文書はありません。

(5) 見積書の日付について

業者側の見積書等により開いた日付が記載された見積書が提出された場合、再作成を依頼することになりますが、見積もり業者の中にはその手開きを省くため、見積書の日付を未記入で提出することもあります。そのため、日付が空欄である見積書について、高齢者在宅サービス課では期限内に提出された場合は有効と判断しており、同様に到達した日をもつて見積書の日付とし、日付の記載は当該職員が工事運用していることから、当該工事2件においても同様としました。

次に軽易工事完成届については、工事の完了を高齢者在宅サービス課の工事担当職員が確認した検査員が検査確認を行った日付を工事担当職員が確認した上で、当該職員が記載しています。また、検査日についても、目をもって届出日としており、日付の記載は当該職員が行っています。また、検査日についても、検査員が検査確認を行った日付を工事担当職員が確認した上で、当該職員が記載しています。

2 軽易工事(隨意契約)により執行した根拠

地方自治法第234条第1項では、「売買、賃貸、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、また、同条2項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されています。

地方自治法施行令(以下「施行令」といひます)第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則(以下「契約規則」といひます)第24条の2第1項第1号では、予定価格が250万円以下の工事請負契約については、随意契約(以下「少額随意契約」といひます。))によることができると規定されています。

なお、少額随意契約を行う場合、契約規則第26条第1項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。」と規定していますが、競争性及び

平成30年11月初旬に指定管理者から多摩老人福祉センター内のトイレの不具合報告及び修繕要望が口頭でなされ、高齢者在宅サービス課職員が平成30年11月13日に現地確認を行いました。

その際、指定管理者からの説明では①便器と床の結合部が経年により劣化して当該結合部から汚水が滲れていること②フラッシュバルブのレベルが経年により固くなることで高齢者である利用者が汚物を完全に流し切ることができていること③汚水が上記①の部分から滲れることによる床の劣化及び悪臭が発生していること④洋式トイレの便座に暖房機能がついていないこと⑤冬場に利用者がトイレで体調を崩すケースが発生していること等が挙げられました。

指定管理者から見積書を徴取することを現地確認当日に指示するとともに、現地確認後、高齢者在宅サービス課内において工事の実施の可否の検討を行いました。その結果、A工事部分の悪臭の強さ及び汚水漏れの形跡が大きかったこと、多摩老人福祉センターの利用者は女性のほうが多いこと、女性のほうがフラッシュバルブのレベル操作に必要な腕力が弱いこと、1階は事務室がメインであり利用者が主に使用しているトイレは2階及び3階であること及び要望のあった部分全てを修繕すること、他の高齢者在宅サービス課所管施設とのバランスを欠くことなどから、A工事の対象部分のみ、2月上旬に指定管理者から見積書が提出された後、平成30年度中に執行する方針を決定しました。

2月上旬に指定管理者から見積書が提出され、当該見積書に基づき仕様書の作成及び見積もり依頼をいたしました。見積もり依頼をする際、指定管理者が声かけをした業者がA工事を請け負うのに必要な業種「空調・衛生」及び種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」の登録がないことが判明したことから、当該業者を含めたい3社に対して平成31年3月5日に見積もり依頼をいたしました。その後、当初見積もり依頼をした業者のうち1社から平成31年3月11日に辞退届が提出されたことを受け、同日に追加で1社に見積もり依頼をしたものです。

一方、見積書提出日までの間に、依頼した各社から履行期限までの期間が短く、履行期限までの

別紙6

軽易工事（随意契約）に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）  
（契約の締結）  
第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。  
2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）  
（随意契約）  
第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。  
1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。  
別表第5（第167条の2関係）  
1 工事又は製造の請負 都道府県及び指定都市 250万円
- 3 川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）  
（随意契約によることができる場合の限度額）  
第24条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。  
（1） 工事又は製造の請負 2,500,000円
- 4 川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年訓令第8号）  
（趣旨）  
第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ適確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。  
（定義）  
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
（1） 予算執行部局長 川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）第2条第2号に定める工事項当部長をいう。  
（2） 工事執行部局長 川崎市請負工事監督規程（昭和43年川崎市訓令第4号）第2条第2号に定める工事項当部長をいう。  
（3） 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当する1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のものを除く。）以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建物等の小修繕に類する工事に限る。）をいう。  
（工事見積書の徴取等）  
第3条 予算執行部局長は、軽易工事の必要が生じたときは、第7条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく2名以上の業者を選定しなければならない。  
2 予算執行部局長は、川崎市予算及び決算規則第23条第1項に規定する予算執行向（以下「予算執行向」という。）に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局長の工事費等の審査を受けるとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができず技術職員がいる予算執行部局長にあっては、当該予算執行部局長において審査を行うものとする。  
3 前項本文の規定による審査は、予算執行向への合議をもって行うものとする。  
（工事執行部局長の承認）  
第4条 工事執行部局長の承認を受けた予算執行向の承認を行うものとする。

透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、「川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱について」において、原則として3社以上の見積もり合わせで執行することが通知されています。  
当該2件の工事は、それぞれの工事に係る見積書を3社から徴したところ、1件当たり250万円以下で契約が可能となり、契約規則に規定する随意契約によることができる場合の限度額の範囲内であることから、施行令で規定する少額随契約により執行したものです。

3 まちづくり局への合議について  
川崎市軽易工事契約事務取扱規程及び契約課が示す「契約事務の手引き」では、工事費等の審査のために予算執行向を工事執行部局へ合議することとされています。  
当該2件の工事にしても、工事執行部局であるまちづくり局へ合議し、見積書の内容の審査を受けており、工事費等に係る疑義の確認をしたものと考えます。

4 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解  
（1）「1 請求の趣旨（2）分割発注に係る違法性」は全て否認します。  
当該2件の工事にについては「1 本件請求に関する事実経過」で示したとおり、指定管理者からの要望を受けて高齢者在宅サービス課において緊急度の高い部分のみ実施する予定であったこと、A工事に着手した後B工事部分の修繕の必要性を認識したことから別個の工事として執行したものであり、不当に分割し契約したものではありません。  
また、「2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠」に示したとおり、契約手続においては関係法令に即って適正に行行ったものであるため、当該2件の工事に係る契約は適法であると考えます。

さらに、契約課が示す「契約事務の手引き」では、「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、本来1件で発注すべき案件を、複数に分けて発注することはできません」との記載がありますが、上記の理由から当該2件の工事については工事時期が同じ又はほぼ同様であるとは言いがたく、本来1件で発注すべき案件ではなかったと考えます。  
（2）「1 請求の趣旨（3）川崎市が被った被害の補填」は全て否認します。

（1）で示したとおり、当該2件の工事については、適法な手続により執行しているため、本市に対する損害は生じていないものと考えます。  
（3）「2 請求の理由」は全て否認します。

甲第3号記による公文書開示請求に対する甲第4号記の開示請求承諾通知書にて開示した文書に不足が生じたことについては、処理を行った高齢者在宅サービス課職員の確認不足によるものであり、今後同様のことがないよう反省すべき点ではありますが、開示請求を受けた文書の一部を意図的に隠蔽したという事実はありません。

なお、甲第5号記による再度の公文書開示請求書に対しては、法人代表者印影等川崎市情報公開条例に基づき開示することができない部分及び「1 本件請求に関する事実経過」で示した不存在である下見積書を除き、令和2年4月8日付け2川健高在第105号の開示請求承諾通知書（乙第1号証）により、対象文書を開示済みです。

5 結論  
本件請求における工事は、関係法令等に従い適正に執行したものであり、違法又は不当との評価を受けるものではないと考えます。  
以上でございます。

(随意契約の締結等)

第5条 予算執行部局の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りしした者を随意契約の相手方として決定するものとする。

2 前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、請書（川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第8号様式）を提出させなければならない。

(監督及び検査)

第6条 予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。

2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届（別記様式）を提出させた後に行わなければならない。

(業者の選定)

第7条 予算執行部局の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならぬ。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。

(1) 本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。

(2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。

(3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの

(執行状況の報告等)

第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。

2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないと思えたときは、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。

2 川 監 公 第 9 号

令和2年6月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について

(公表)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和元年10月10日付け1川監公第5号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

2 川 総 科 革 第 2 6 号  
 令 和 2 年 4 月 3 0 日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様  
 同 植村 京子 様  
 同 嶋崎 嘉夫 様  
 同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について (通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、令和元年10月10日付け1川監公第3号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

令和元年度第1回定期(工事)監査の結果に対する措置状況

1 工事費の積算に当たり適切な見積依頼を行うべきもの

[指摘の要旨]

見積依頼書の仕様内容の確認が十分でなかったことによる誤記載や不明確な記載があり、また、修正した見積依頼書による再度の見積依頼を行っていない事例。

[措置内容]

指摘事項については、設計・積算関係職員を対象とした研修会を開催し、見積依頼が適正に運用されるよう周知徹底を図りました。

今後は、見積依頼を適正に行うよう努めます。

(工事番号1)(上下水道局下水道部施設課)

2 随意契約における間接工事費等の積算を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

同一施設内で、同時期に、同一施工業者に随意契約で工事を発注するに当たり、間接工事費等の調整を行っていない事例。

[措置内容]

指摘事項については、間接工事費等の調整を行っていないことから、間接工事費等の調整を行うことについて、運用資料の内容を課内で再確認するとともに、局として統一された運用とすべく、設計関係職員に対し文書での通知による再確認と運用の周知徹底を図りました。

今後は、間接工事費等の積算を適正に行うよう努めます。

(工事番号19)(上下水道局水管理センター水道施設管理課)

3 産業廃棄物の処理に係る設計変更を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

追加で発生した石綿含有産業廃棄物の処理について、請負者と書面での協議を行わず、また、変更設計書に処理費を計上していなかった事例。

[措置内容]

指摘事項については、設計・積算関係職員を対象とした研修会を開催し、設計変更が適正にされるよう周知徹底を図りました。

今後は、設計変更を適正に行うよう努めます。

(工事番号29)(上下水道局中部下水道事務所工事課)

4 設計変更における共通仮設費を適正に計上すべきもの

[指摘の要旨]

表層安定処理の追加施工に伴う設計変更に当たり、内容確認が十分でなかったため、付随して共通仮設費に積上げるべき運搬費及び技術管理費を計上していなかった事例。

(注)表層安定処理とは、地盤にセメント等の固化材を混ぜ合わせ、地盤の強度を高める工法をいう。

[措置内容]

指摘事項については、設計・積算関係職員を対象とした研修会を開催し、設計変更が適正にされるよう、周知徹底を図りました。

今後は、設計変更を適正に行うよう努めます。

(工事番号29)(上下水道局中部下水道事務所工事課)

**川 崎 区 公 告**

**川崎市川崎区公告第54号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	7期	令和2年6月2日(第7期)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	8期	令和2年6月2日(第8期)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	9期	令和2年6月2日(第9期)	計2件
平成31年度	国民健康保険料	10期	令和2年6月2日(第10期)	計14件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第55号**

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第12期	令和2年6月2日(第12期分)	計1件
令和2年度	介護保険料	第1期	令和2年6月2日(第1期分)	計26件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第56号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	10期	令和2年6月2日(10期)	計44件

(別紙省略)

**中 原 区 公 告**

**川崎市中原区公告第25号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市中原区長 永山実幸

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第9期	令和2年6月2日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和2年6月2日	計16件

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第26号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市中原区長 永山実幸

国民健康保険料に係る滞納処分書類

差押調書(謄本) 1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第27号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市中原区長 永山実幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第11期	令和2年6月2日	計1件
平成31年度	介護保険料	第12期	令和2年6月2日	計2件
令和2年度	介護保険料	第1期	令和2年6月2日	計1件

(別紙省略)

高津区公告

川崎市高津区公告第25号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市高津区長 鈴木哲郎

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第9期	令和2年6月2日(第9期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和2年6月2日(第10期分)	計3件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第26号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市高津区長 鈴木哲郎

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第1期分	令和2年6月2日(第1期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第27号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年5月20日

川崎市高津区長 鈴木哲郎

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

## 宮前区公告

## 川崎市宮前区公告第28号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第3期	令和2年6月2日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第4期	令和2年6月2日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第5期	令和2年6月2日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第6期	令和2年6月2日	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第7期	令和2年6月2日	計3件
平成31年度	国民健康保険料	第8期	令和2年6月2日	計4件
平成31年度	国民健康保険料	第9期	令和2年6月2日	計5件
平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和2年6月2日	計10件

(別紙省略)

## 宮前区公告第29号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年5月21日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ついての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

## 宮前区公告第30号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年5月21日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

## 宮前区公告第31号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年5月25日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

## 宮前区公告第32号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年5月25日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第37号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Rows include 平成31年度 国民健康保険料 第8期, 第9期, 第10期.

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第38号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, 滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Row: 平成31年度 介護保険料 第12期 令和2年6月2日 1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第39号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月28日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, 変更する納期限, 件数・備考. Row: 平成31年度 (blank) (blank) (blank) 1件

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第30号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Rows include 平成31年度 国民健康保険料 第9期, 第10期.

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第31号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第12期	令和2年6月2日 (第12期分)	計2件

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第32号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年5月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第9期	令和2年6月2日 (第9期分)	計1件

(別紙省略)

